

参議院地方行政委員会會議録第十九号

(三〇一)

昭和五十九年七月二十四日(火曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

七月二十日

高杉 勉忠君

七月二十四日

辞任

中野 明君

補欠選任

秋山 長造君

補欠選任

刈田 貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大河原太一郎君

岩上 二郎君

真鍋 賢二君

志苦 裕君

三治 重信君

井上 孝君

加藤 武徳君

上條 勝久君

古賀 四郎君

出口 廣光君

松浦 功君

吉川 芳男君

秋山 長造君

佐藤 三吾君

寺田 熊雄君

刈田 貞子君

原田 立君

神谷 信之助君

衆議院議員

修正案提出者

修正案提出者

小澤 潔君

草野 威君

國務大臣

修正案提出者

政府委員

警察庁長官

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

警察庁長官官房

岡田 正勝君

田川 誠一君

三井 脩君

太田 壽郎君

福島 静雄君

鈴木 良一君

伊藤 公介君

土田 栄作君

中島 忠能君

花岡 圭三君

矢野 浩一郎君

高池 忠和君

古山 剛君

山田 晋作君

梅沢 五郎君

松浦 恂君

永井 敬一君

中島 章夫君

遠山 敦子君

厚生省生活衛生

局指導課長

通商産業省産業

政策局物価対策

課長

綾部 正美君

本日、の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る七月二十日、高杉勉忠君が委員を辞任され、その補欠として秋山長造君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案の審査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(大河原太一郎君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○佐藤三吾君 ます、自治省にお伺いしますが、本改正案が成立して施行される、こういう事態になれば、あなたの方の一番心配するのは定員増、予算増、しかも県費負担、こういうことになるんじゃないかと思うんですが、この点について、これは自治省じゃなくて警察の方ですね。平年度でどういう見積もりをしておられるのか。少年指導委員であるとか協会、協会補助とか、こういったいろいろの問題がございしますが、そこら辺について、まず警察庁にお聞きして、自治省にお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(鈴木良一君) この風営法の改正によりまして、私どもの方は内部の努力によりまして運営をしていくつもりでございまして、職員員の増員等は、この問題に関しましては考えておりません。

○政府委員(花岡圭三君) この風営法の改正に關しましては、特に内部努力によりまして警察の方で対処されるというふう聞いております。

○佐藤三吾君 現在、五十九年度のいわゆる警察関係の県費負担というんですか、これは一体、実態はどうなっておりますか。

○政府委員(太田壽郎君) 五十九年度の地方の警察官、県費負担の警察官でございしますが、人数は二十一万五千三百六十八人、地方財政計画上の所要額でございしますが、一兆三千四百九億六千五百万円、それから、同じく県費負担の警察事務職員の関係でございしますが、五十九年度におきまして、人数は二万七千四百三十四人、地財計画上の所要額でございしますが、千四百七十九億二千万円ということになっております。

○佐藤三吾君 その中で、都道府県警察署の装備費、活動経費、専用回線、防犯費、交通対策、こういうのを見ますと、三百八十九億六千四百万です。

か、こういう予算が計上されておりますが、この中でいわゆる捜査費というのはどうなっておりますのか、報償費は県費負担はどうなっておりますのか。

○政府委員(太田壽郎君) ただいまお話しした五十九年度の地方警察費の都道府県警察費というものがございまして、三百八十九億六千四百万円でございますが、その中でいわゆる捜査費というものは二十億三千九百万円ということになっております。

○佐藤三吾君 これはそれぞれの都道府県で監査をするんですか、一括して国全体で、検査院の方でやっておるんですか、どうなんでしょうか。

○政府委員(太田壽郎君) 一応補助対象でございますので、会計検査院の検査の対象にはなり得る、また現実には検査も受けておりますが、県の方の監査委員による監査というものも行われているわけでございます。

○佐藤三吾君 その辺で、何か自治省の方で問題になった点ございますか。

○政府委員(花岡圭三君) 特に聞いておりません。

○佐藤三吾君 そうしますと、今、鈴木さんの答弁と合わせますと、この経費については、県費負担を含めて本法改正案の施行による平年度の予算増、定員増はない、そう言い切つていいですね。

○政府委員(太田壽郎君) おっしゃるとおりでございます。

○佐藤三吾君 わかりました。

次に、十九日の中野議員の質問のときに、本法に基づく営業許可、変更、廃止届、こういう書類申請の際に、第三国人、外国人の場合は指紋をとっておるのじゃないのかという質問に対して、指紋はとってない、こういう回答であつたように思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 一切そういうことは考えておりません。

○佐藤三吾君 ところが、あるんですね。例えば五月中旬に八王子で申請した法人、その法人の役員、五人が指紋をとられた。この五人の名前は、

リケンエウ、ボク・トウゲン、こういう方々の五名ですね。はつきり本人もとられた、こう言っておる。それから、新高島平の申請の際にもりさんという人たちが四人の方がやはり指紋をとられた。いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) ちょっと事実関係を承知いたしておりません。

○佐藤三吾君 事実関係を承知してないと言つても現実には本人がとられておると言っておるわけだからね。これは、現実には全国的に、あなたの知る知らぬは別にして、実際はとられてるんじゃないですか。

○政府委員(鈴木良一君) 初めて聞くお話でございます。私どもはそういうことはないと聞いておるうちに考えております。

○佐藤三吾君 ないと言つた本人があると言つておるんだから、とられておるわけだから、警察の徹底がいつてないのか、もしくはそういうことが常時行われておるのか、そこら辺については僕はやっぱり直ちに調査して、しかも東京都だから、きょうじゅうにもすぐできるはずだよ。

もう一遍申しましょうか。八王子ではリケンエウ、ボク・トウゲン、こういう方が法人として出したパチンコ店の申請でサイン、指紋を四人ともとられた。新高島平は、りさんら四名がとられた、これは事実です。ですから、あなたたちがここで絶対ないと言ふことが、現地では絶対あるわけだ。そういうことですよ。

○政府委員(鈴木良一君) ただいまの点につきましては早速調査をしてみます。

○佐藤三吾君 ひとつ調査をして早急に報告してもらいたい。

それから、私が先般の委員会の質問中で、どうしてもこの委員会に提出しないと審議ができないと申し上げた覚書の問題ですね。これはなぜかといひますと、私はその際に、下位法令の具体案と各省庁と警察庁の間の本立法案過程に当たつての覚書、この提出を求めたわけですが、これは理事會で議論されまして、委員長の要求として、早急

な提出が通告されたわけでございますけれども、きょうまでに出された内容を見ますと、警察の方から一括して私の方に持ってきた覚書は、農林水産省、自治省、環境庁、通産省、運輸省、労働省、建設省、文部省、郵政省、総務省と、こういう各省庁との覚書があるということが確認されたわけですが、ところが、その出された内容を見ると、依然として覚書じゃなくて覚書の概要になっている。私が要求したのは覚書なんです。同時に下位法令についても、いわゆる見込み事項という中身を見ると全部、など、などがついてるんです。そうじゃなくて、きちつとした具体案を出してもらいたい。

なぜこういうことを私が要求するかといへば、また理事會がそれを承認したかといへば、この法令というのは、もうほとんどが八十四項目にわたつて下位法令に委任してある、国家公安委員会規則であるとか政令であるとか府令であるとか条例であるとか。そういうものがそろわないと、事在人権にかかわり営業の自由にかかわるそういう内容でありますから、審議できないじゃないかと、こういうことで私は要求したわけであつて、中身を見ると秘密に類する内容は一つもないんですよ。既に一部では業界にコピーが流れておる。業界の方にコピーが流れておる問題が、どうして出せないんだ。私はもう奇怪千万だと思ふんですね。しかし、昨日まで覚書は出てこない。これはこの委員會として委員長が要求したことにもなつておるわけでございますから、私はどうしてもこの問題については納得できない。なぜなのか。

○政府委員(鈴木良一君) 今回の覚書でございませうけれども、本来、政府としての最終的な意思決定の場は閣議でございまして、法案を決定するまでの作成過程におきます政府部内の意思形成の経過、そういうところで取り交わされるものであるわけでございます。そういうことで、法的な意味といふのはないわけでございます。また、最終的な意思の表明でもないということでございます。政府としての意思といふのは法案で具現をされて

おるといふことでございます。意思形成の過程の論議であるということにかんがみまして、一般的に外部に対して公表するのは好ましくないといふふうに考えておるわけでございます。しかしながら、委員長の御趣旨もございまして、佐藤先生の御趣旨を体して措置をするようにということでございまして、各省庁とお諮りをしながらその趣旨に基づきまして提出をさせていただいた、かようになつておるわけでございます。

○佐藤三吾君 最後は今何と言つた。

○政府委員(鈴木良一君) 委員長のお話で、佐藤先生の御要求の趣旨を体して措置をするようにといふお話でございまして、各省庁とお諮りをいたしまして取り交わしましてした覚書等のそういうふうな文書の趣旨について提出をさせていただいた、かような状況でございます。

○佐藤三吾君 法案の今審議過程ですから、びしやつと定まつたというふうな、そういう趣旨のものではないという説明がありました。私もそれは百も承知です。

しかし、この法案が各省庁にわたる法案であるから、恐らく各省庁としてもいろいろ意見があつただろう、そういう意見を調整しなければ閣議決定ももらえない、こういうことでおたくの方で調整をしていった。しかし、それでも覚書を結ぶということは一体何かと言へば、やはり各省庁にしてみれば、主管省である警察庁の方に自分の縄張りというか、建前は業者保護というか、こういう意味できちつとしておかなきゃならぬ。そういうことを見ると、恐らくこの法案が成立しますと、實際執行に当たつていく警察庁としてはこの覚書がそれぞれ基準になつてくるに相違ない。そうしないといふことでトラブルが起りますからね。そうなると思つれば、この法案の中身がほとんど下位法令に委任してあるという実態から見て、それをこの委員會の場で審議しないでセミの抜け殻みたいな法案を審議してみてもしょうがないんです。率直に言つて、そういう私は考えから要求しておるわけですよ。

ですから、きのう各官庁が来まして、委員長が議事録見ればわかりますが、「警察庁を初め、関係各省に申し上げます」ということで要求したと思うんですね。ですから、省庁の意見をいろいろ聞きますと、警察庁の方からなぜ覚書を出さないかというプリントを各官庁に回して、そのプリントとおりの意思表示しか私のところに出てこない。何でそんなことを警察庁がしなきゃならない。私は、これはまさに院に対し、この委員会に対する挑戦としか思われぬですね。

各省庁の意見を聞いてみると、省庁の中には、警察庁が出すと言えは結構です、これは秘密事項でも何でもございませんと、こう言う省庁もある。問題は、警察庁がそれを出さないという仕組みになっておる。省庁の意見を聞いてみると、こういうことがあつていいの。これでは私は、まともな審議しろと言われてみても審議できぬじゃないですか。どうなんですか。

○政府委員(鈴木良一君) 覚書の取り扱いにつきましては、関係各省庁と協議をいたしまして、そして決まったというものでございまして、私も一方面的に要請したり依頼したりというような性格のものではないということを御理解願いたいと思います。

○佐藤三吾君 覚書をなせ出さないかというプリントをおたくの方で用意をして各省庁に配っているでしよう、どうですか。それまで否定しますか。

○政府委員(鈴木良一君) 私どもの考え方は大体こういう考え方であるということ参考までに各省庁にお示ししたということもございまして、けれども、何もそれが各省庁のお考えを拘束するものでも何でもございませぬ。

○佐藤三吾君 それを読み上げてみなさい、見出しを含めて。

○政府委員(鈴木良一君) 「今回の覚書は、政府としての最終的な意思決定の場である閣議で風営法の一部改正法案を決定するまでの法案の作成過程における政府内部の意思形成の途上において取り交されるものにすぎず、何ら法的な意味はなく、

また最終的な意思の表明でもない。政府としての意思は正に法案に具現されているのであり、意思形成の途上の論議であることにかんがみ、一般的に外部に対して公表することは好ましくないと考えている。」

以上でございませぬ。

○佐藤三吾君 だから、あなたの方のそれには、見出しが、なぜ覚書を出さないかと、こうなっておるんでしよう、その見出しは、そういうふれを回しておるから各省庁が出せないと言っておる。それならあなたに聞きますが、この覚書は全部秘密事項ですか。

○政府委員(鈴木良一君) 秘密にわたるものではないと考えております。

○佐藤三吾君 なぜ委員長が要求したのにそれ出さないんですか。

○政府委員(鈴木良一君) 委員長の御要求の趣旨を体して提出をさせていただいたものでございませぬ。

○佐藤三吾君 それはどういう意味だ。

○委員長(大河原太一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原太一郎君) 速記起こして。

○佐藤三吾君 それなら、例えば一つ挙げますが、通産省、四項の「十三条一項の『特別な事情がある日』とは、善良の風俗の保持等の観点からある程度社会的に許容される期日をいう。」と、こういうふうな私のところに出された了解事項はなつておるわけですか。そうして、それを受けてつくられて提出されておるこの「下位法令の規定見込事項」、ここでは、「クリスマススイプ、大晦日、地域の祭礼の日など善良の風俗の保持等の観点から社会的に許容される期日が考えられる。」と、こうなつておる。ところが、実際の覚書を見ると、ちゃんと休日、休日の前日、祝日、祭礼、市場の開かれる日、こういうふうになつておる。このいすれを見ても今出された内容から見ると全然違つておる。どうなんですか。

○説明員(渡部正美君) 先生ただいま御指摘の四

項でございませけれども、当方としましてはクリスマススイプ云々のところは存じ上げませんけれども、当方と警察庁との間で取り交した内容によりますと、そのところは、休日、休前日、祝日、祭礼の日、市場の開催日等は含み得ること、こういった表現になつております。

○佐藤三吾君 でしょう。

○政府委員(鈴木良一君) 通産省が今お話しした覚書の内容といひますものはあるわけでございますけれども、その休日というふうなものが一体どういふものであるかというのを具体的にそこでもつて例示を挙げたというものでございまして、趣旨が変わるものではないというふうに考えております。

○佐藤三吾君 それなら通産省と違つていないですか。

○政府委員(鈴木良一君) この十三条第一項の条例で言ひます「特別な事情のある日」といひますのは、善良の風俗が若干害されることが社会的に許容される期日というものを言うものでございまして、具体的には条例で定めることとなるわけでございます。そういう意味で、例示をいたしましてクリスマススイプであるとか祭礼の日だとかいうことになるかと考えておるわけでございます。

そこで、今お話ししたことでございませけれども、休日等の問題は、そういうものも含み得るといふふうに覚書でもつて書いておるわけでございます。この含み得るといふのが条例でもつて書かれるということになりますので、そこを一体どういふふうに条例上あらわしていくかというのを具現化していくという形でここに例示として挙げたということでございます。

○寺田熊雄君 関連。

我々は、やはり国会の今までの慣例等もこの問題についてはかんがみる必要がある。あなた方も御存じだと思つけれども、過去においてロッキード事件など、捜査の秘密でさえも委員会の強い要求があれば秘密会と称して理事会には全部報告しているという慣例もある。

あなたは、この内容は秘密でないと云われる。秘密でないものならば、委員の要求があれば拒む理由は全くないわけだ。殊に、そういう覚書の内容というふうなものは法案の立法過程だ。法案の立法過程を明らかにすることは法案の内容を明らかにすることだ。また法の運用についてもそれが示唆を与えるわけだ。それならば、その法案の審査に必要な資料であることは疑いがない。信用しろなんと言つたら国会の審議なんて意味ないじゃないか。政府の出したものを信用しろと言つたら審査する必要なんかない。これは当然法案の審査に必要な資料だから、秘密でなければ出さないというんだから、出したらよろしい。

○政府委員(鈴木良一君) やや繰り返すようになりますけれども、この内容は、覚書というものは法的な意味はない、もちろん我々の役所間では尊重していかねばならぬことは当然でございませけれども、法的に言えば法的な意味はない。それから、最終的な意思の表明でもないということでございます。そういうことで、一般に外部に対して公表するのは好ましくないというふうに考えておるわけでございます。

特に、実は表現等の問題を含めて、ある意味ではひとり歩きするというふうな形になりますと、かえつて誤解を招くということもあり得るのではないかと、今お話ししたことでございませぬ。特に、こういうふうな内容はあくまでも法律が成立したならばという仮定の上でできているものでございまして、政府内部においても内閣法制局等の意見によつて修正が加えられることもあり得ます。また国会の御審議でいろいろ議論をされるということも、また修正されるあるいは附帯決議等によりまして変わつてくるということもあり得るわけでございます。そういう意味で、行政の便宜のために定めておるにすぎないという覚書を出すということは適当ではないと、かように考えておるわけでございます。

○委員長(大河原太一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(大河原太一郎君) 速記を起こして。

委員長から申し上げます。

先般、委員長は理事会の御議論を踏まえ、佐藤委員の資料要求の趣旨を体して可及的速やかに資料提出を求めたところでございますが、ただいままでの質疑の過程におきまして、必ずしも佐藤委員の要求する資料を反映した資料提出がなかったという御議論でございますので、さらにその点について明瞭にいたすよう資料の提出を求めます。よろしくごさいいますか。

関係各省でございますけれども、一方の了解事項の当事者である警察庁から一括して、ただいまの委員長の発言に対して答弁を求めます。

○政府委員(鈴木良一君) 速やかに努力いたしたいと思ひます。

○佐藤三吾君 今の委員長の言った趣旨は、原本のコピーですからね。ひとつ確認をしておきますよ。

次に、内容に入りますが、二条一項八号の遊技機の問題です。

八号規制が新設された。で、遊技機を設備の金店鋪、これに類する施設を持つ営業が、今度の内容を見ますと、一網打尽に網をかぶせておるという内容になっております。これは一体どういう理由なのか。まさか大阪の遊技機事件のかたきを江戸で討つという意味ではなからうと思ふんですが、衆議院の議論を見ますと、各党共通してこの点を指摘しております。これは与党も野党もです。

その要旨を見ますと、スロットマシン、それからルーレット、ポーカーなど国際的なギャンブル機については、仮にメダルの疑似機も含めて、賭博の練習をやるようなものでありますから、少年には全面的に禁止をすべきである。また八号はそこに限定すべきだと、少なくとも健全なゲーム機については規制から除外すべきだと、これが与党、野党含めて衆議院の議論の共通した意見になっている。ところが、それに対して保安部長の鈴木さんは、現金の出るのが賭博機であつて、これは禁

止する。しかし、それ以外の健全なもの、メダルの疑似のもの、これも本来の用途以外の用途に使える、射幸心をそそる、こういう意味で店舗はだめだ。ただし、デパートであるとかスーパーであるとか、こういう見通せる場所については除外していい、こういう議論がやられておるようであります。

私は議事録を随分読み返して見ましたが、どうもやっぱり警察の論理には矛盾が多過ぎて強引な答弁に終始しておるようですね。これだけのことをやるというところについての業界との話し合いの経過も衆議院の中であなた述べられておりますが、それを見ると、これもNAOとはかなりやっておるような感じがしますが、そのほかとはほとんど一方通行、まあ一回ぐらいやっておるかもしれない。そうして、結果的には、この法案に出てきておる内容を見ますと、疑似賭博を公認して少年に賭博練習の機会を公認する、こういう内容になっておる。これはやっぱり大阪賭博遊技機事件というものが警察に与えたショック、それが大きかったこともある。それをこの法案でひとつ一網打尽にやるんだというような感情が込められた新設、こう受けとめられても仕方のないような衆議院でのやりとりになっておるような感じがします。

私は、やっぱりこちらには謙虚に立法院の中における議論というものを傾けて、ひとつこの機会に反省をして、大阪の事件というのは、これは遊技機の業者も問題でしょうけれども、あれはほとんど賭博機を持った業者、そこでの警察の癒着の問題ですから、そこら辺を新設でもってひとつ報いようという、そういう感情的な意図は除いた方がいいんじゃないか、こう思ふんですが、いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) ゲームセンターを風俗営業の許可対象にいたしますのに、大阪の事件の関係を頭に置いて、その感情でもってこれを許可対象にするとかしないとかということを考えたことは一度もございません。

御存じのとおり、ゲームセンター等におきまして非常に賭博事犯が近年多発しておるといふことは事実でございます。五十八年、昨年度におきましても千六百七十件余り、八千四百人余りが検挙されておる。しかも、全賭博事犯の五六・四％をこのゲーム機器関係が占めておるといふ状況があるわけでございます。それからまた、少年のたまり場となつておる率もほかの営業に比べて大変高い。それから、ゲームセンターに暴力団等が関与している実態というものは一〇％ぐらいになる。そういうような実態があるわけでございます。

そういう実態に対して、本来であれば、いろいろおっしゃるとおりその遊技をするということとは、決してそれ自体が健全ということではなはいわけでございまして、しかしながら、やはりそういう遊技機を使いながら、営業者の姿勢によりましては大変賭博に用いられやすい状況になる。それからまた、先ほど言いましたような非常に少年の問題もそこでもって発生するという実態があるわけでございまして、そのためにやはり許可対象といたしまして、そうして問題のないようにしていくということがとるべき道であらう、かように考えたものでございまして。

○佐藤三吾君 しかし、あなたはそうおっしゃるが、あなたの衆議院段階の答弁見ると、やっぱりできぬことはできぬというふうな、そういうふうな答弁が始終散らばつております。

テレビのゲーム機の問題でも、野球、テニス、サッカー、陸上競技、こういう反射神経を、瞬間的に判断していく力を養うものであるとか、囲碁であるとか将棋とかこういう思考能力を高める健全なもの、こういうものも今度の八号の中には一網打尽に入れておるわけですね。あなたにすれば、すぐ現金の賭博機に変質できるんだと、こういうことのものでありますけれども、私がいろいろ調査した結果、そういうことにはなっていない。

ですから、何が目的とか言えば、賭博性はこのゲーム機のポイントがあるなら、そこはきちっとして、そうして今むしろ先端産業というのがこれ

からの国際舞台の中でも、日本の場合でもひのき舞台になるわけですから、それを養成するようなある意味の健全なゲーム機についてはこれは認める。むしろこれは外していく、これの方が私は八号制定の意味になると思ふんですね。そこら辺はいかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) テレビゲーム機が非常に反射神経を養うなり、あるいは知的なゲームで、それが知的な面での向上に役立つということは私も否定をいたしません。そういう面では非常に大きな寄与があるということは私も考えております。

ただ、それが賭博に使われるかどうかという問題とはちよつと別問題の面がどうしてもあるわけでございまして、今先生お話しのように、こういうふうな一般的なテレビゲーム機が現金の賭博機に変質していくというふうにお話しがございまして、たけれども、私も現金を入れて現金が出てくる賭博機に変質するとは必ずしも思つてないわけでございまして。そこでもって行われますテレビゲーム機の、勝敗が決するあるいは点数が出てくるというふうな形に賭博的な使われ方がある。現にそういうものがかかり出ているということがあるものでございまして、そういうふうなものを直にゲームの内容が健全であるかどうかということによって分けるということは難しいんではないかというふうに申し上げておるわけでございします。

現にゲーム機は、今申しましたようにいろいろなゲームがございしますが、実はそれは非常に簡単にほかのゲームに変えられるということに現在はおつておるわけでございまして。そういうふうな機器が非常に多いわけでございまして、そういうふうなことを許可を取らないという形で、ソフトなどを変換することによりまして悪質なゲーム機に変えて、しかもそれは許可を取らない

いいていくという形で、そこで違法が行われる、あるいはそれが少年のたまり場にもなるというようなことになるわけでもない、業者の方々の大多数は、やはりそういうふうなゲームの内容によって分けることは無理ではないかというのが大方の御意見でございます。

そういうふうな今申しましたようなものもろのことを考えて、ゲームの内容によって分けるべきではない、かように申し上げておるわけでござい

ます。
○佐藤三吾君　あなたの言うように、機械そのものよりも、健全なゲーム機でも賭博をやろうと思えばできるじゃないか、こういう議論が成り立ちますと、これはもう例えばゴルフもそうでしょう。これは握手をしたときに——私はゴルフの通じやありませんが、握手をしたときに賭博をやる、ばくちをやるという意味らしいですね。そういうこともやるだろうし、それから今はやりなのは、自動車の後ろナンバーを見てそれだけかけをしたり、野球だってそうだし、奄美大島では選挙を賭博に使ってやる、そういう論議なら、選挙もゴルフも自動車も全部八号に入れないか、こういう論議なんですか。だから、それは暴論というものですよ。あなたのそれは衆議院の議論でそんな議論をやっていますが、それは暴論だと、私はそこを言っておるわけです。それが一つ。

それからもう一つは、あなたは機械のソフトをちよつとかえればいつでも賭博機になるんだと、こうおっしゃる。これは本当に確信を持っておな

たおっしゃるんですか。衆議院の場合には、そういうことを聞いておると、そう言っておる、あなたは確信を持っておるんですか。
○政府委員(鈴木良一君)　先生お話しのように、いろいろな形でもって賭博になるということはあるに、ゴルフで手を握ったならば賭博になるかということになりまして、それはいろいろ問題はあると思いますけれども、いずれにいたしましていろいろな形でかけごとが行われるということは

あり得ることだと思えますけれども、私もがや

はり問題にいたしますのは、それが営業として行われる、しかもそういうものの蓋然性が高いというところにやはり着目しなければならぬと思うのでございまして。したがって、たまたまいろいろな形でもって賭博が行われるという問題と、こういうふうな店を構えてそれを営業としてやる、そこに賭博が行われるという問題とはやはり質が違ふと考えるべきではないかと、かように考えております。

それから、機械を簡単にえられるのかということでもございまして、これは私も十分勉強をいたしまして、現物もいろいろ見ております。非常に簡単なものはカセットを一つかえるだけでゲーム内容が変わるというものもあるわけでございまして、そういうようなことで、私もは非常に簡単にえられるということを実地に見ております。

○佐藤三吾君　私が調べた内容で見ると、不健全なテレビゲーム機と健全なテレビゲーム機というのは、まず操作盤が違いますね。それから料金の投げ入れ口が違いますね。一方は百円、五十円、十円の受け箱だけですが、一方は紙幣装置がついて

いますね。プラウン管の表示も違いますね。数字がギャンブルの場合増減をしていく、しかし健全な場合は下がっていく、そしてゼロになっていく。それから、技術的な機能も違う。なかなか装置をかえることはできないと思うんです。それから、ゲームの内容もそうですが、これはあなたがそこでおっしゃるなら、私は委員長にひとつ要求しておきたいと思うんですが、やはりこれはここに二つ機械を持ってきた、そんなに簡単にいかにかいかないか技術者を入れてやってもらわなければ実証できないと思うんです。これを委員長の方で早急にひとつこの委員会の中でやれるように要求しておきたいと思えます。
○委員長(大河原太郎君)　お答え申し上げます。特別な御要求でございしますので、理事会にお諮

りして結論を出させていただきます。

○佐藤三吾君　次に、少年指導委員の問題で聞きましておきたいと思うんですが、選定要件ですが、三十八条の一項、これを見ますと、四点ございまして、極めて抽象的で、四点の「人格及び行動について、社会的信望を有すること」、「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」、「生活が安定していること」、「健康で活動力を有すること」、何を言っているかさっぱりわからない。結果的にはそれを選ぶ警察の方の一方的な人選になるような感じがします。この人選基準、これは政令事項何ものついておりませんが、どういう形で選ぶのか。警察のOBを中心に選ぶのか。「健康で活動力を有する」ということですか。それから、そのお年寄りのようではないようでしょうね。しかし、これは名譽職になっている。こういうことについてどういうことなのか。

それから、この方々については何か手当、金品の支給というものを考えているのかないのか。それから権限を見ますと、「少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し」と、こうなっている。そうして、それは「国家公安委員会規則で定める」、こうなっている。規則を見ると、広報または少年または保護者に対する相談に乗る、これはどういう相談をするのか。広報とは一体何なのか。いかがですか。

○説明員(山田晋作君)　幾つかございしますので、順次御説明申し上げます。
最初に少年指導委員を委嘱できる要件でござい

ますけれども、これは第三十八条の一項に書いてございまして、最初の「人格及び行動について、社会的信望を有すること」、「この件につきましては」、「社会的信望を有する」というのは、その方が居住しておられる地域において人格識見ともにすぐれた立派な方、その地域の方々の信頼がある、いわば地域の篤志家のような方でございまして。この少年指導委員の活動は地域の社会というものを基盤として行われるものでございまして、地域の協力が得られやすいということが当然必要にな

りますので、こういう要件を設けたわけでござい

ます。
それから「職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること」ということでもございまして、職務の遂行に必要な熱意を有する人とは、これは少年問題でございまして、少年に深い愛情とか理解、こういったものを持っておられ、少年の健全な育成に資するための活動の推進に旺盛な熱意とか使命感、こういったようなものを当然持っておられる方ということでございまして。

それから「時間的余裕」でございまして、その方の生活が時間的な拘束を受けているということになりますと、そういった方に余り時間を割いていただけないので、特に指導委員には自発的協力とか参加というふうなことを当然お願いしなければなりませんので、こういった要件を置いたわけでございまして。

それから、三つ目の「生活が安定していること」であります。生活が安定しているものとは経済的な余裕が当然ございまして困るわけがございましてけれども、そのほかにも家庭的にも円満な方ということでございまして。少年指導委員は無給職ということでございまして、自分の生活状態に何ら問題がなくて、安心してその仕事ということ、この任務に専念していただける方、こういうこと。それと、当然少年の健全育成ということで少年にいろいろと接触されるわけでございましてから、家庭的に問題があるとは困るということでもございまして、こういう要件を定めたわけでございまして。

それから最後の「健康で活動力を有する」という要件でございまして、少年指導委員にはデスクワークとか研究というものはなくて、やっぱり実践活動が中心になりますので、その活動には当然心身ともに健康で、熱意というんでしょうか、そういったようなことが旺盛な方ということが必要でございまして。で、こういった要件を設けたわけでございまして。

それから、人選でございませうけれども、どういふふうにするのかということでもございまして、この委嘱方法につきましては「国家公安委員会規則で定める」といふふうになつてございませうけれども、この公安委員会規則では委嘱とか解嘱の手続を定めることにしてございませうが、私どもとしては、先ほどから申し上げておりますように、少年に深い愛情とか理解というふうな、少年問題を取り扱うにふさわしい方をお願いするということとでございまして、具体的には地域の関係団体とか関係機関とか、あるいは警察署長とか、そういった方々からいろいろと推薦をいただく。で、資格要件に該当するかどうかということも公安委員会の方で厳重に審査いただくということとでございませう。その上で適任者がいらつしやれば委嘱するということをお考えおわけでございます。

それから、そういうことをすれば、それでは警察のOB中心になるんじゃないかというふうなお話ございまして、私どもとしてはそういうふうな考えは一切持てございませう。先ほどから申し上げております、こういった非常に厳格ということとで、厳密な要件、この要件を充足しておられる方で適任者がいらつしやればお願いする。したがしまして、年齢とか性別とか職業とか、そういったことには一切関係ございませう。適任者をお願いしたいということとでございまして、警察のOBがほとんどを占めるのではないかと、いふふうなことは私どもは考えてございませう。

それから、金銭的にどうかということとでございませうが、私どもとしては、先ほど要件で申し上げましたように、経済的にも余裕のある方ということとを申し上げましたけれども、「名誉職」ということで法律上は書いてございませうが、この名誉職といふのは法律上は無給職——生活を保障するための俸給とか給与、こういったものを受けないで公の機関の職にある者ということとでございまして、有給職に対するもの、無給職という趣旨でこういう名誉職という言葉を使つたわけでございます。

います。したがしまして、要件にも盛り込みましたように、経済的な余裕のある方ということとでカバーしていいということとでございませう。そうすることによりまして、こちらの方で、無給でもひとつ少年の健全育成とか非行防止に一肌脱いでいただけるかというのをお願いして、それではよろしい、やりましようと言つていただける方がいらつしやれば、むしろこう言つては何ですけれども、わずかばかりの報酬よりもその熱意の方に期待したいというふうなことをおわけでございます。

それから、権限でございませうが、権限につきましては法文の三十八条の二項に書いてございませうけれども、私どもとしてはこういった方々にどういふことを期待するかということとでございませうけれども、少年指導委員には風俗関係の営業が及ぼす悪影響、現在こういったことから悪影響を受けて少年非行に走るのかいふふうな少年が多いわけとでございませう。例へば深夜の盛り場等を徘徊する少年を守るために例へば深夜の盛り場等を徘徊する少年を少年に帰宅を促す。で、必要な注意とか助言を与えるといったようなこと。また、少年に悪影響を及ぼしている成人、これは大人でございませうけれども、などに対しまして、少年の健全育成のために必要な協力をお願いする、要請するといふふうなこと。それからまた、地域における環境浄化活動その他少年の健全育成に役に立つような活動を促進していただくといふふうな活動をお願いしたい、こう考えておるわけとでございませう。

これが三十八条の二項でございませうが、当然この三十八条をごらんいただいておりますけれども、特別の権限を何ら付与するものでございませう。あくまでボランティアにふさわしい、強制力を伴わない、言うならば非権力的な活動を行つていただくといふふうな考えでおるわけとでございませう。

○佐藤三吾君 各府庁の皆さん、先ほど再度提出

ということになりましたから、きょうは質問取りやめますから結構です。どうも済みません。時間がございませうから、ひとつ簡潔に答弁してください。

これは守秘義務が少年指導委員にはついていない。そして罰則はついていない。協会の職員については罰則はついていない。協会の職員に入るか、これが不明確。任期がどうなつていのか、人員はどのくらいなのか、こういった点が全然出てないんです。そこら辺はどうなのか。

らの方で委嘱する場合には、これこれといった要件で、こういったことをお願いしたいということとはいたすわけとでございませうけれども、立派な方を選ぶといふふうなことでございませうので、それに反するようなことはまずないだろうと考えておるわけとでございませう。

それから、補導目的という理由で風営業から関連業プラス飲食店、興行まで立ち入ることになるのかどうか。

それと、守秘義務に罰則がついていないのはどういふことかと、こういったことでございませうけれども、これはあくまでボランティアの方に、相手の方の人格というふうな、そういった方を信頼申し上げてお願いするということとでございまして、守秘義務に反したからこれを処罰するとかいふふうな筋合いのものではないと考えます。あくまで信頼関係というふうなことを考えます。それと保護司さんとか民生委員さんにつきましてもそういった罰則がございませうので、そういったことも参考にさせていただいたわけとでございませう。

○説明員(山田晋作君) 少年指導委員の人員でございませうが、先ほど申し上げました要件に該当する方、こういった方がいらつしやるかどうかを慎重に判断して決めたいと思つておりますが、現在のところ法案審議の段階でもございませうので、これだけの人員をいふふうなことまで決めておりませんけれども、慎重に委嘱してまいりたいと、かように考えております。

この活動の範囲が、二項で「風俗営業及び風俗関連営業等」といふふうになつてございまして、広いではないかと、こういったことでございまして、例へば、現在少年非行の実態を見ますと、やはりこういったところが少年非行のたまり場になり、あるいは少年非行のきっかけが、あるいは少年非行の、例へば少女の性非行のやうなものが行われるといふふうなことでございまして、こういったところをまず解消する必要があるだろうといふことでございませう。ただ、この少年指導委員には特別な権限を与えてございませうので、こういった営業所の中に強制的に立ち入るといふことはこれはできませんし、そういったこともございませう。例へば経営者の方とか、それから管理者の方とか従業員の方、こういった方々の承知なり了解なり、そういったことを経て中に立ち入るといふことは、これはもう当然でございませうけれども、いろいろとこちらの方からお願いするやうな筋もございませうので、お願いするといふか、少年非行の防止の見地からお願いすることもございませうので、

○説明員(山田晋作君) 慎重に、厳密な審査を経まして慎重に選んでいきたいと、こういったことでございませう。したがしまして、段階的に——一遍にどさつと選ぶ、委嘱するといふふうなことはいたしません。

それから、任期でございませうけれども、これは法文にたしか書いてございませうが、二年ないし三年程度、これはほかに保護司さんとか、それから民生委員さん、大体要件が同じやうなものでございまして、仕事の内容は全然違いますけれども、性格的には民間ボランティアといふことでございませうので、そういったことも参考に決めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、任期でございませうけれども、これはあくまでボランティアの活動といふことでございまして、特に強制にわたるやうな権限を与えるといふふうなものもございませう。もちろん、こちら

それと、守秘義務に罰則がついていないのはどういふことかと、こういったことでございませうけれども、これはあくまでボランティアの方に、相手の方の人格というふうな、そういった方を信頼申し上げてお願いするということとでございまして、守秘義務に反したからこれを処罰するとかいふふうな筋合いのものではないと考えます。あくまで信頼関係というふうなことを考えます。それと保護司さんとか民生委員さんにつきましてもそういった罰則がございませうので、そういったことも参考にさせていただいたわけとでございませう。

○佐藤三吾君 各府庁の皆さん、先ほど再度提出

らの方で委嘱する場合には、これこれといった要件で、こういったことをお願いしたいということとはいたすわけとでございませうけれども、立派な方を選ぶといふふうなことでございませうので、それに反するようなことはまずないだろうと考えておるわけとでございませう。

そういったことはあろうかと思ひます。

以上でございませう。

○佐藤三吾君 「補導」という言葉がここで初めて出てきていますね、二項で。これは我が国の法律用語としては初めての言葉なんです。これは警察庁の少年警察活動要綱二十条の「補導」と同意語ですか。

○説明員(山田晋作君) 補導と申しますのは、私どもは、個々の少年に対しその健全な育成のために働きかけて指導する、よく導くという活動と、こういうふうに解しておるわけでございませうけれども、少年警察活動要綱に書いてございませうのは、この少年警察活動要綱そのものが警察の内部通達でございませうので、警察官が行う場合にはこういうことを行うというふうな決め方をしておるわけでございませう。したがって、少年警察活動には、警察官が行う場合には捜査とか調査とか、それから送致とか通告、こういったことは刑事訴訟法なり少年法なり、そういった法律に基づいて実施する。そのほかに連絡とか注意とか助言といったようないわゆる事実行為でございませう。相手方の協力あるいは了解を得ながら行うという事実行為でございませうけれども、こういったことも警察官は行える、こういうふうに書いてございませう。

ただ、少年指導委員の場合は特別の権限を定めてございませうので、あくまで盛り場での少年に対する指導とか、それから助言とか、それから場合によっては注意を与えるとかいったような、あくまで相手方の了解とか承諾とか同意とかいったようなことを前提にした活動、任意の活動、こういうことでございませう。

○佐藤三吾君 そうすると、少年警察活動要綱二十条の「補導」という言葉とは別だと、したがって相手側の同意を得ることを前提とした内容だと、こういうふうには理解していいんですか。

○説明員(山田晋作君) さようでございませう。

○佐藤三吾君 それはまた後ほどこの解釈の問題については議論もあると思うんです。

もう一つ聞いておきたいと思うのは、この指導

委員というのを今あなたは、信頼しておる、それからボランティアとして違法なことはやらぬだろうと、こういう前提でお話がありました。しかし、これほど危ないものはないんです、逆に言えば、そこら辺がやっぱりきちっとしておかないと、もし万一それが起こった場合にどうするかということも起こり得る。特に、少年を指導するといつてみても深夜でしよう、深夜の場合もあるでしょう。それから、立ち入る場合もあるでしょう。今あなたは同意をなしに立ち入ることはない、と言っているけれども、それは必ずしもそうならぬ点も起こってくるだろう。そうしますと、少年指導委員というのはボランティアだからというだけではなくて、やっぱりそういう行為が万一起る場合も想定して、その場合の救済規定というものは当然これは入れておかない、まさかそんなことはあるとは思わなかったというふうなことで困る。それから、こういう指導委員がまさか起こった場合、そういうまさかが起こった、不法行為が起こった場合に對する民事責任の追及の場合に国家賠償の適用になるのかならぬのか、こういう点についてはどういふ見解なんですか。

○政府委員(鈴木良一君) お尋ねの、少年指導委員が仮にその職務に伴ひまして住民や業者の方々に損害を与えるようなことがあつたという場合には、これは都道府県は賠償の責めに任ずるということになると考えております。

○佐藤三吾君 都道府県が。その人選に大変留意をしておるまいし、実際に活動の中にも強制力を伴わない非権力的なものに限っておられるので、そういうふうな御迷惑をかけることはないではないかというふうなことを考へておられますが、しかし今後とも万一そういうことのないように私どもは的確に指導に努めてまいりたいと、かように考えております。

○佐藤三吾君 的確な指導はやるでしょう。やるのは当たり前なんです、そういう場合もあるわけ

です。現実にはそういう事例が起つておる例もたくさんございませうから、民生委員とかいろいろの中で、そこら辺はきちっとあらかじめ予防措置をとるのには当然ですから、ここは私は救済措置をきちっと入れるべきだと、こういうふうな思ひますが、その点はまた後ほど議論の中でひとつやつていただこうと思つております。

時間がございませうから、次に行きます。

環境浄化協会についてちよつとお尋ねしますが、これは今度新たにできる内容なんです、見込事項のあれを見ると、早々ともう防犯協会をもつて充てると、こうなつてゐる。法律のこの規定を見ると、何かこういふことでもつて、そうして業者の皆さんの人選をしていく、県に一つずつ定めていくと、過程をいろいろ書いています、法令事項の基準を見ると、何のことはない防犯協会を充てると、こうなつてゐるんです。これはどういふことですか。

○政府委員(鈴木良一君) 環境浄化協会をどう指定するかという問題でございませうけれども、いろいろの御意見を踏まえまして、現在こういうふうな活動をしておられますのはほかにあるかもしれない、まじめでございませうけれども、一応防犯協会というものがございませうものの活動をしておると、そういうことになりませうと、新しくつくつていくというのはいろいろの問題もあるわけでございませうから、そういうふうな既存のものを活用していくというのが適當ではないかというところで考へておるものでございませう。特に衆議院における議論等も踏まえまして、やはりそういうふうな既存のもののできる限り活用すべきで、新しくつくるといふことは適當じゃない、というふうな御意見等もちよつたをしておるわけでございませう、そういうことから防犯協会を充ててまいりたいと、かように考へておるわけでございませう。

○佐藤三吾君 それなら、この八十五ページの法案の中に「次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協

会として指定する」と、こういうややこしい持つて回つたような――都道府県の場合でも同じですよ。「善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる」と認められるものを、その申出により」と、こんな持つて回つたようなことを書く必要はない。そうして、今あなたは適切な機関としては防犯協会があると言つけれども、この防犯協会の実態をあなたどう見ておるんですか。

全国の防犯協会、これ見てみなさいよ。あなたの方の提出した資料です。各県ずつとありますが、もうほとんど共通して言えることは、例えば岩手県の場合、役員数が四十一あつて、職員数が六人あつて年間予算が五百万という。年間予算が五百万で六人というのはどういふ資金をもらつておるのかと思ふ。職員です、これ。それから群馬は年間予算が四百万で職員が五人。それから岐阜の場合には年間予算が二百万で職員が四人。年俸五十万というわけなんです。こんな防犯協会の実態ですよ。ほとんどそうだよ、これ見れば。これが何でここに書いておる「適正かつ確実に行うことができる」と認められる」機関ですか。冗談もいいたげにしないさ。

○政府委員(鈴木良一君) 防犯協会の実態はおつしやるとおりいろいろございませう。大変県によりまして体制の弱いところもございませう。そういうことで、現在あります防犯協会がすべて當然に指定される適格性を有しているというふうには今すぐには考へてないわけでございませう。それはそれぞれ防犯協会等のやはり内部的努力というものがなければならぬでしようし、私たちとしてもそういうものを期待をしていくということにならうかと思ひますけれども、お話しの方はいろいろあることは存じております。

しかしながら、その防犯協会というのは、今先生お話しになりました関係は県単位のもののお話でございまして、さらに市部との兼ね合いという

ものも検討していかなければならないわけでございまして、そういうものを含めて防犯協会というものをどういうふうに整備をしていくか、これはどういうふうなものかを我々としては期待していくかということがあります。そういうわけで、そういう簡単なものではないと思いますが、そういうふうな資格を持ったものからこういうものを指定していきたい、かように考えておるわけでござい

す。

○佐藤三吾君 そんないいかげんなことを言っちゃいかぬよ。ちゃんとこれには書いてあるんじゃないか、防犯協会にすると。そして、しかも通産省との覚書の中には、だから早くその準備をしないかというところまで言っている。そういうふうないいかげんなことをあなた言っちゃいかぬよ。こういうことが一つ一つ出てくると、どうもあなたの答弁というのは信用できないんですよ。

それは、あなたが言うのは、関係業者を全部含めるという考え方ですか。その環境浄化協会というのは業界を全部入れるということですか。そういう発想ですか。それとも別個につくるのですか。この浄化協会というのはどういうことなんですか。業界はもう全部排除するの。

○政府委員(鈴木良一君) 各種の業界とは直接の関係はございません。

○佐藤三吾君 そうすれば、これはどういう構成になるの、この浄化協会の中の構成は。

○政府委員(鈴木良一君) 先生のおっしゃる構成という意味がちょっと理解しがたい面があるのでございまして、こういうふうな浄化協会の趣旨に賛同していただく方々の浄財等をもとにしながら組織化していくことになるのかというふうに考えております。

○佐藤三吾君 会員はどうなるのか。これは例えば四十三条政令で、実費を勘案して手数料を定めるとか、それから負担金を取るか言っていますね。この覚書の中を見ますと、余り高くない負担金を取るのか言っています。どこから取る

るんです。

○政府委員(鈴木良一君) 会員が浄化協会に特別にできるということではございませんで、防犯協会を指定するというところでございまして、そういうことで防犯協会の何と申しますか、構成メンバーというものが意味では浄化協会というふうな業務を行うということになっていくのであろう、そういう意味で、防犯協会の中でこういうふうな浄化協会的な仕事をやるもの、そういうふうな体制というものをつくっていくということになるのではないかと、こういうふうな考えております。

○佐藤三吾君 そうすると、あなたが提出した了解事項の中の十九にあるように、「風俗営業浄化協会の事業は業界団体の経営指導等と重複しないようにし、経費は業界に過度の負担とならないようにする」、こういうふうにして。業界から金を取るんじゃないですか。

○政府委員(鈴木良一君) 今のお話しは通産でございまして、これはそういう通産の方に御懸念があったものですから、決してそういうふうなものではございませんということを確認をした事項でございまして。

○佐藤三吾君 決してそういうことはございませう。金を取るのと書いてあるのだ。何を言うの、間違っているの。

○政府委員(鈴木良一君) この点は、「経費は業界に過度の負担とならないようにする」というのを先生お話しになっておられるのかと思えますけれども、私も、何も業界だからというだけという形でもって寄附金を集めていこうというふうな考え方を持っておるものではないと思えます。広く一般に浄財を集めるということでは御協力をお願いいたします。その中に業界の方から寄附をちょうだいすることもあろうと思えます。しかしながら、それが一方的に割り当てをしたり過度の負担になったりするということは絶対にあってはならないということをこの文書で確認をしたということでございます。

○佐藤三吾君 時間がないから、こういうことで

やっつけてもしょうがないのだけれども、構成員はだれなんですか。浄化協会の構成員はだれなんですか。

○説明員(古山剛君) 防犯協会の会員といひますのは、地区の防犯協会がございまして、あるいは職域の防犯団体でございまして、あるいは特別に趣旨に賛同して会員になる方、そういうふうな方でございまして。浄化協会というのは、その防犯協会が浄化協会として適当であればそれを指定するということ関係になるわけでございまして。

○佐藤三吾君 それなら防犯協会ときちんと書けばいいじゃない。浄化協会なんて変なものを書かぬで防犯協会とすればいいじゃないか。そういう会員でない者から何で金を取るの、業界から。どういう意味なんですか。

○政府委員(鈴木良一君) この書き方の問題を先生おっしゃっておられるのだと思えますけれども、現在あります防犯協会は、先ほど先生も御指摘のように、いろいろな防犯協会があるわけでございまして、任意の団体もございまして、あるいは法人になっているものもあるわけでございまして。そういうものを受けて書く場合には、大体こういうふうな形でもって書かれておることとございまして、そういう立法例に倣って書いたというものでございまして。

○佐藤三吾君 そんな鈴木さんごまかしちゃいかぬよ。あなた、この機関を見てみなさいよ。これは少年指導委員を助けるのか、さっき言ったボランティアを助けるのか、どういふ助け方をするのか知りませんが、それから協会の職員は公務員とみなして、そして守秘義務を課して、しかも罰則ではそれを犯した場合に最高一年以内、五十万の罰金を科すという機関ですよ、これは。そして、事業としては、管理者の講習をやり、そして許可申請の調査をやり、構造、設備の調査をやり、恐らくこれは二十条の試験機関、遊技機なりそういう機械の判定をする試験機関というこれもこの機関にさせようとしているのじゃないんですか。含まれるのじゃないですか。民法第三十四条の確かな

法人と、こういう表現になっていますが。こういう、ある意味では警察の分身的な役割の機関をつくろうとしているのじゃないですか。ですから、十九日の質問の際に中野議員が、行政書士会との業務の競合はないのかと、あなたはなにとおっしゃった。ないとおっしゃったが、これは何かといえれば恐らくあなたの答弁というものは、言うならば行政書士会の業務というものはいろんな申請業務を肩がわりするわけですから、そういう業務には手をつけないけれども、現行の場合には、それに伴って今度は警察官が直接調査に行つて申請書どおりであるかどうかを調べる、この役をこの協会にさせようとおっしゃるわけでしょう。警察官と同様のことをさせようとおっしゃるわけでしょう。だから競合しないとおあなたは言ったんだ。言ったんだけれども、そうじゃないのか。そういうことを考えてみると、こんな面白いな格好でこの法案を通して、そして協会というものが何か覆面部隊のように、表は民間みたいな格好をして、守秘義務を持ち罰則を伴って、そして警察官の代行機関をやつていく、こういうことをねらつておるんじゃないか。いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 私どもは決してそういう先生のおっしゃるようなことを考えておるわけではございませんで、やはり環境浄化というものを達成するためには民間の活力を導入して、民間の方々に御協力を願つてやつていくということが大変大事であるということから考えておるものでございまして。

○佐藤三吾君 今私が言った内容に答えてないじゃないですか。違ふんですか。中野議員との問題もそうでしょうが。

○政府委員(鈴木良一君) 行政書士会との問題と申しますのは、ここに掲げてあります三十九条の二項五号、六号の関係は、これは公安委員会からこういう協会が委託を受けてやる業務でございまして、したがってこの点は行政書士会とは関係がないと、こういうふうにご答えておるわけがあります。

さらに、中野先生等からいろいろお話がございましたのは、こういうふうな浄化協会が例え報酬を得て書類作成業務を行なうということが決してあつてはならない。これはもう当然行政書士でない者が行うことは法律違反でございますからできるはずがない。さらに、報酬を得ないで例え書類作成業務、そういうふうな相談を受けて書類作成業務というふうなことを行ふかというふうな御質問ございましたから、そういうふうなことは考えておりませんと、こういうふうにお答えをしたわけでございまして、五号、六号の問題だけじゃなくて、一般的にそういうふうな方々から御相談を受けて、たとえ無料にせよそういうふうな書類作成業務みたいなものをやるかやらないかということに対して、それはやりませんと、こういうふうにお答えを申し上げておるわけでござい

ます。
○佐藤三吾君 もう最後です。
私が聞きたいのは、この法律における五号、六号、この調査、三十九条二項の五号、六号、これは今まで警察官がやっておったんでしようが、だれがやっておったんですか。行政書士会がやっておったんですか。そうじゃないでしよう。警察官がやっておったのを今度は協会にさせるというんでしよう。どうなんですか。
○政府委員(鈴木良一君) それは従来公安委員会がやっていたものでございます。
○佐藤三吾君 そうだろ。だから私はえたいが知れないというのはそういうことを言っておるわけだよ。しかも法案には、申し出によつて、そうして厳正的に設立された民法第三十四条云々と書きながら、もうこの法案のできる前から防犯協会ということを想定しておる。約束しておる。

こう考えてみると、私は、まだそのほか時間があればいろいろやりたかったんですが、この後に例えば許可基準の問題とかパチンコの問題であるとか、それから行政の罰則整備の問題とかいろいろございしますが、時間がございせんから私はもうこれでやめますけれども、どうもやっぱ

りこれは長官、大臣、この法案というのは審議していけばいくほいろいろな問題が出てくる。やっぱこういう法案の扱いをもっときわめていかなければいけないような感じがしますね。
私は、警察の方ももし今国会でこの法案を何とかしてもらいたいという気持ちがあるなら、もつと赤裸々にその内容を明らかにして、そうして充実した審議ができるようなそういう努力をしてもらわないと、とてもじゃないけれども、私はこの国会でこの法案を上げるといふことにはならぬと思ふんですね。もつとやっぱ慎重な議論をしていかなきゃならない性格のものだと思ふんですよ。

長官と大臣の見解を聞いて私の質問を終わります。
○政府委員(三井修君) この法案は、現下の少年非行等の状況にかんがみまして、せひともこの際、最小限の程度のことは必要であるという判断に立つて御提案に至つた、こういうふうなものでございまして、御疑問の点については我々が審議を通じて十分にお答えを申し上げ、疑問のないように努力をしてまいりたいと思ふわけでござい

ます。
○国務大臣(田川誠一君) 御疑問の点がいろいろあると思ひます。大変細かい問題もたくさんございまして、なかなか複雑多岐にわたる法案でございまして、これからの審議におきまして、もう十分御疑問の点を出していただきまして、ひとつ成立をさせていただきたいことをお願い申し上げます。
やはりこういう法案を出さなければならぬなつたというの、余りにも環境がひどいし、規制を取り締まりだけで解決できる問題ではもちろんございせんけれども、地域の住民の方々あるいは地方自治体の方々のこのまま放置していつていいのかわかというふうな声も無視するわけにはまいりません。

どうかそういうことを御理解の上、御審議をしていただきたいことをお願い申し上げる次第でございます。

○委員長(大河原太一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後零時五十分まで休憩いたします。
午前十一時五十八分休憩

午後零時五十五分開会

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。
本日、中野明君が委員を辞任され、その補欠として刈田貞子君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言を願います。

○神谷信之助君 本改正案の提案理由の説明の中で、あからさまに性を売つた物にした産業等善良の風俗及び少年の健全な育成の上から問題の多い営業が増加をしているということで、風俗環境を害しているだけでなく、少年の非行が四年連続戦後最高、最悪の記録を更新しているのが大きな要因の一つだということになっているんですが、私はまず最初に、少年非行の増大の問題、それに対する改正案による対応、これらの問題について質問していきたいと思ふんです。

そこで、警察庁長官に聞きますが、少年非行が増大を起しているという点に対して、この改正案ではどういう対処をするというようになさろうというのか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○政府委員(三井修君) 少年非行増大の現状を踏まえまして、それにはいろいろな事情、条件が関与しておると思ひますが、特に風俗環境というものの手を加えていってはどうか。
それからまた、その風俗環境というのは主として大人がつくり出しておるわけでありまして、もう一つは、それと関連するわけでありまして、直接

少年を食い物にしておる大人の犯罪、こういうものがあるわけでありまして、こういうものについて現行法以上に措置を加えていくということがこの際必要ではないかという考え方に基づくものでございます。

○神谷信之助君 だから、今度の少年非行の増大というものを風俗産業の、特にセックス産業の増大というところにとらえ、そこから今度の改正を出しているということになるわけですか。

○政府委員(三井修君) 風俗環境の悪化の中にはセックス産業がありますし、またその他の風俗、ここで風俗関連産業としてとらえておるようないろいろのゲーム機関係が醸し出す風俗環境というものも大いにあるのではないかと、こういうように考えておるわけでござい

ます。
○神谷信之助君 風俗環境に関する問題は後ほどまた質問するんですけれども、そういう風俗環境の悪化という条件に対して、具体的に少年の非行に対する対応というのはどういうことになるんですか。

○政府委員(三井修君) 基本的にはそういう営業の側に規制を加えて、限度を超えて少年に悪影響を及ぼさないようにするということが一つと、それからまたもう一つは、少年がそういうところに余り近づかないといひますか、接近をしないように営業者の側でも心がけるといふように努力をしてもらうというふうなことが基本かと思ひます。

○神谷信之助君 しかし私は、あの改正案を見ますと、子供たちがそこへ近づかないようにという範囲をさらに超えて、もつと広い対策を考えると、今の改正案のねらいじゃないかと思ふんです。少年指導委員制度の創設というのは、子供がそつちへ行かぬようにするといふ面もあるでしよう。同時に、午前中の答弁を聞いても、地域における少年の健全な育成ですか、こ

○政府委員(三井信君) 基本的な考え方とい

ましては、現にやっておることをもう少し法的根拠等を明確にするといひますか、現にやっておることを大いに熱を入れてやるというようなことが基本になっておるといふように考えております。

○神谷信之助君 そこで、いよいよやっておりますことをさらに熱を入れて少年の非行をなくすといひか、輔導といひますか、あるいは健全な育成といひか、それに乗り出そうといひわけですが、私はその問題をひとまず議論してみたいと思ふんですね。

少年が非行に走る原因というのは、私はいろいろあると思ふんですね。しかし、その原因を明らかにして初めてそれに対する対応、対策が立てられるわけですから、セックス産業がはんらんをし、風俗環境が悪化するというのが原因の一つである。同時に私は、いろいろな現代社会の言ひたら病理の影響といひますか、これが非常に大きいというように思ふんですね。

その点で言えば金権汚職の政治がそのまま温存されているという問題もあれば、あるいは社会的風潮としてお金万能といひますか、強い者勝ちといひか、力のある者が正しいといひか、そういう風潮も一つあるでしょうし、性風俗の乱れというのもあるでしょうし、あるいは教育では受験地獄、落ちこぼれ教育といひますか、差別、選別の教育といった教育問題、これもあるでしょうし、あるいは高度成長下における共同体の崩壊といひますか、子供の孤立化というそういう問題もあるでしょう、そういういろいろな社会的な現代社会の病理の影響が非常に少年の非行化の大きな原因になっているといふならば、これは端的に言ふならば、取り締まりと処罰の強化という側面だけでは、言いかえれば治安対策としての対応のみではなかなか解決できないのじやないかというように思ふんですよ、この点、公安委員長はどういうようにお考えでしょうか。

○國務大臣(田川誠一君) おっしゃるとおりでありまして、取り締まりや規制だけで解決できる問

題ではないと思ひます。

神谷さんおっしゃったように、少年非行の原因が社会全般の病理の影響から来ていると、私も確かにそう思ひます。そういう意味から家庭教育の面あるいは地域の社会教育の面、我々大人がまず範を垂れて一般社会の姿勢を直していく努力をしなければならぬ。そういう一面から、今度は警察は警察としての立場から、少年が何で自由になどへでも入れるというような、未成年の者が見ていけないところに入っていくというようなことはやっぱり直していかなきゃならぬし、余りにもこの東京の歌舞伎町に見られるような、ああいうようなところへ少年がたむろしているというところを放置しておいて一体いのかどうか、こういうことを考えると、警察は警察としての立場からやっていくかなければならぬ。そういう意味で今回の風俗法の改正になったということをごさいますして、これだけですべてが解決できると、こういう問題ではないと思ひます。

○神谷信之助君 今、公安委員長おっしゃるように、私もそう思ふんですね。

問題は、警察は警察の立場から非行少年をなくしていく、そのために一体どういう役割を演ずべきだろうかという点が一つ大切だと思ひます。そこで、もともと非行というのは子供の成長過程に生ずる現象で、これは適切な援助といひますか、これを行えば、みずからの成長によってこれを克服していくものというように思ふんですね。非常に大きな可能性を秘めているのが子供たちですから、そういう点では、非行があればすぐ警察というそういう短絡的なやり方ではなしに、保護者なりあるいは教育を担当する教師集団なり、あるいは地域の人々がこれらに対して協力をし、教育的な援助と社会的な保護といひますか、こういうものが大切にされなければならぬだろうというように思ふんですね、この点で若干歴史的に見てみますと、昔は外国でもそうだし、日本でも少年に對して、犯罪行為があれば大人と同じように処罰をした時期もありますね。外国では昔は八歳

の少年が絞首刑になったり十三歳の少女が火あぶりの刑になったという、そういう時代もあるし、日本でも明治十三年に財布を盗んだ初犯の十六歳の少女が終身懲役刑になったという例もあるわけですね。しかし、それが十九世紀から二十世紀にかけて、社会の近代化、工業化の中で少年の犯罪も増加をする。だから、重罰主義といひますか、重い刑罰を加えるだけでは少年の犯罪はなくならない、こういうことが実践的にも明らかになってきて、犯罪を犯した少年といへども可能性を秘めたそういう存在だといふことで、言ふなれば犯罪は成長過程におけるゆがみの一つ、だから刑罰だけではなしに保護と教育を与え、成長を助けるべきだと、そういう考え方というのが国際的にも広まってきたというように思ふんですね。

こうした中で、一八九九年にシカゴで初めて非行少年を刑事法制から切り離して、保護と教育を優先して与えるという、日本で言う少年裁判所なり家庭裁判所方式といひますか、そういうのが生まれ、そしてそれがアメリカ、ヨーロッパ、そして日本にも広がってきたというのが今日の少年法に至る少年法体制の基本的な流れだといふように思ふんですね、法務省見えていいますか。

そこで、したがって少年法の目的というのは、大人の犯した犯罪に對して刑罰を科し、そして収監をし、同時に更生を期待するというより以上に、子供に對しての保護と教育といひますか、こういうことが中心になっているんじゃないかと思ふんですね、その辺のちよつと説明をお願いしたいと思ひます。

○説明員(松浦博君) 少年法の目的はたゞいま委員御指摘のとおりでございまして、この法律は非行のある少年、即ち犯罪少年、それから触法少年及び虞犯少年、この三種の要件に該当する少年についての取り扱いに関する手続、これを保護処分にするための手続、それとまた少年の福祉を害します一定の成人の犯罪についての取り扱いを定めた法律でございまして、今、公安委員長お聞きのように、

そういう少年法体系というのが国際的にも確立をされて、大人の犯した犯罪と子供の成長過程に起きたゆがみのあらわれとしての少年犯罪といふことは明らかに違つた対応といふものをしていこうというように思ふんですね。したがって、警察とか検察とかいう捜査機関といわれるところが犯罪を摘発をし、あるいは捜査をし、これに對して国家が刑罰を科するといひ、そういうのを職務としていふところが主體的にといひますか、前面に出て少年の非行問題を扱うといひのは、そういうこと今までの歴史的な発展過程と考え合わせれば、行き過ぎになつてしまふ危険があるというように思ひます。その辺はいかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) 少年事件の捜査に当たりましては、警察としてはいつも健全な育成といひ、そういう精神に立つて、子供たちが一体どういう性格を持っているかといひうな子供の特性を考慮しながら、精神上傷つけない、こういう配慮を持ってやっていかなければならないと私は思っております。

非行少年に對する態度としては、今後とも取り締まりをするという観点よりも少年の保護、健全な育成という立場を重点にして扱っていくべきである。また、少年を非行に陥らせないといふためには、関係の団体とか学校とか、そういうところとも連絡をとつて、一体としてやっていかなければならない、こういうふうな考えでおります。

○神谷信之助君 これは私自身も昔、旧制中学時代に同級生の中で集団万引き事件が起きました。経験をしたんですけれども、それはそういう事件を起こすような条件が学校の中にあつたわけですね。

当時は、御承知のように今と同じ受験地獄と言われるような時期でありましたから、合格率を高めるために、ちよつと私の中学の三年のときに一番から百番までは二つのクラスに固めてしまふ、残りは三つのクラスに固める。そうすると、この三つのクラスに入られてる部分が今で言うたら落ちこぼれといひますか、差別感を味わう。そ

こから四十数名の集団万引き事件というのが起りました。幸い、当時学校当局も敏速に対応し、警察の方も調査をとったりしましたけれども、事件にはなかつたわけですね。それから、それらの諸君も皆今では大学の教授になったり医者にになったり薬剤師になったり、あるいはいろいろな職について立派な成人になっている。だから非行が、少年の犯罪行為が起ったときにどのようにその事件を見、その少年の成長過程に信頼を寄せて援助を与えていくかという点がこれは非常に大事な点ですね。そういう経験を私はしたんです。

同時に今度は、もう一つはその犯罪を起す前の非行の防止の問題です。非行防止の段階に対しては警察はどういう役割を分担すべきかという問題なんです。犯罪を犯した少年に対しても刑罰主義ではなく、少年の未来に信頼をして保護、教育という、そういう対処を少年法は期待をしている。まして非行を起していない、あるいは犯罪行為を起していない段階、あるいは先ほど言いましたように、触法少年とか虞犯少年という段階に至らないような段階にまで警察が乗り出すことがいいのか悪いのかという問題が一つあると思うんです。

それで、警察なり検察庁というのは、これは先ほども言いましたように、権力を持った機関だし、そしてこれは犯罪の捜査をし、犯罪容疑者を逮捕し、最終的には社会的制裁を加えるというところですから、それが非行までいかないというところまで優先的に進むというのはいかぬものか。それよりも教育なりあるいは福祉なり、これらが優先されるような、そういう体制というものがないか。学校教育とか福祉の面とか、そういう角度での子供たちに対する援助の体制というのが基本にならなければならぬんじゃないかというように思っています。

○政府委員(三井清君) こういう少年非行の問題につきましても社会全体が関心を持ち、努力をしな

きゃならぬということであると思えますし、その社会全体という中で一番少年に直接的にかかわるのは学校教育であると思えますから、そういった教育の面、それから家庭もまた直接にかかわっておる、こういうことであると思えますので、家庭もしっかりしてもらわねばいかぬというように思います。

そうすると警察はどういう立場になるかといいますと、今の家庭、学校以外のところは——少年の場合は職場は少ないと思えますが、少年の家庭、学校の問題もあり思えますが、そこは主としてそういうところで直接的にやり、警察はむしろ二次的だと思えますが、社会ということになりますと、家庭や学校もまた直接の立場ではなくなってくる。

警察は社会一般の秩序、治安の維持ということになりますし、その秩序維持、治安維持の中には、起った犯罪の捜査、検挙も極めて重要な仕事でありますけれども、同時に犯罪の予防といったような、起らないようにする面がありますし、犯罪予防に限らず、社会の障害になる、また犯罪に発展する事故あるいは事案、こういうようなものについても、できるだけ警察がかかわる限りにおいてこれを防止するということもまた重要な仕事であらうというように思うわけでありまして、法的に言いますと、警察法第二条に言う意味を警察の責務として与えられておるわけでありまして、その立場からやっています。

その場合に、おっしゃるように、犯罪の捜査とは違って、犯罪以前の段階の問題について扱う場合にはいろいろ考慮せねばいかぬ。犯罪を犯した場合でも、少年の特性にかんがみて、その扱いは成人の場合とは違った配慮をせねばいかぬ、こういうことでありまして、その犯罪や事故の問題以前の段階においては、少年の特性に対する配慮、考慮というものがより高度なものでなけりやならぬというように考えるわけでございます。

○神谷信之助君 今長官おっしゃったように犯罪

を犯した少年に対する対応、それから触法少年なり虞犯少年という段階の防犯対策といいますが、そういうのは一般の健全な少年です。それもおそれがあると言つたら皆だれもこれもということになってくるんですね。だから私は、治安対策を担当している警察が非行防止に名をかりて、少年一般に対して非行防止ということで警察主導型の非行対策を行うということはいかぬものかということ提起をされている。

それに対して、今長官は警察法第二条の警察の責務を引用して犯罪の予防という側面からおっしゃった。だが、犯罪の予防という側面から言うならば、国民は犯罪を犯すおそれがあるんだから、国民を対象にして犯罪の予防をやるんだ。健全であらうと不健全であらうと、犯罪を起すおそれがあるから全少年を相手に非行防止を警察がやるのが当たり前だ。それが第二条に該当するんだということになると、これはもう国民全体、少年全体を警察の活動の対象にしていることになる。この区別をはっきりしないと、私はそれこそ警察国家になってしまうと思うんだけれども、この辺はいかがですか。

○政府委員(三井清君) 犯罪発生後の捜査、検挙ということ以外に、犯罪とのかかわりていいますと、その予防というものは重要な任務であるということを申し上げたわけでございますが、少年の問題に関しては、犯罪だけでなく、警察法的に言いますと「公共の安全と秩序」といった任務があるわけでありまして、その両方にかかわってやるというように思うわけでありまして、それは警察がそういう関係を、違法行為とか社会の秩序、安全にかかわるような行為をやるとか、そのおそれがあるとかというような関係において見るわけでございます。極めて抽象的に、論理上は普通の人でも何かやればみんな警察がそれにかかわりを持つてくる、こういうごく一般的なことを言つて、そういう観点から全部が対象と、こう言っているわけではございませんで、具体的に、かかわりを持つてくる限りにおいて警察としての

その任務が具体化していくんではないか。少年の問題につきましても、ただいまの現状というように、一般的な少年が成長過程にあるために時々踏み外して問題を起し、やがてそれを自己の経験として健全に成長していく、こういうような問題もあらうかと思ひますが、ただいまの少年非行の問題はそれを越えまして、大変深刻になっておるというように、現在の問題がある。それが現代社会の病理にかかわつておるということであらうかと思ひますが、そういうような深刻なたゞいまの現状にかんがみ、警察としてやるべき仕事、警察の立場においてこれに対処するためにやることを大いにやつていこうというのが今度のねらいでございます。

○神谷信之助君 警察が積極的に、あるいは熱意を持ってやるというのは極めてよいように見えますけれども、逆に、警察は権力を持つていて、ですから、極めてまた一方では不安を与えるという問題があると思ひます。

現行警察法第二条、先ほどおっしゃいましたけれども、これはそういう警察の権力が暴走しないように極めて限定的になっているのが戦前の警察法との大きな違いだということに考えるんですけれども、これは長官もよく御存じのように、戦前の我が国の警察制度が大陸法系を継受して国家警察を建前としたために、その職務範囲を治安維持とか犯罪捜査、生命、財産の保護のほか、国家行政の便宜からして、いわゆる行政警察に属するものとして、衛生、労働、消防、建築など多くの分野を受け持つていて、それが戦後の民主化の中で、警察機関が国民の生活に干渉するような行政を担当することをできるだけ少なくするという趣旨で、二十二年制定の旧法の第一条では「国民の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持に當ることを以てその責務とする。」と、こう明確にされた。それで、現在の第二条に変わつてきているんですけれども、その根本は変わっていないというのが通説だと思ひます。

ると、連絡を受けた学校がそれに基づいて適切な指導を行うという、そういう必要があるというふうな判断をされておるといふにこういうふうな名簿が提供されておるといふに理解をしておるわけでございます。そして警察は、こういうふうな提供された名簿等を利用する際には、提供された目的と異なるものを、趣旨を厳格に踏まえて行ふ必要がある。そして、決してその目的以外に利用するようなことがあつてはならないということに厳格に戒めておるわけでございます。また、生徒が卒業した等によりまして必要がなくなつたという場合には、そういう名簿を速やかに返却するかあるいは焼却をするというふうにしておるところでございます。

○神谷信之助君 生徒の全員の名簿はどうして必要なんですか。

○政府委員(鈴木良一君) それは現地の学校と、それから警察がそれぞれ相談をして決めていくことであるというふうなことであります。

○神谷信之助君 全校生徒の名簿と写真の提供を求める、これは長官が先ほど言われたように、犯罪を犯すおそれがあるかも知れぬ、非行に走るおそれがあるかも知れぬということであるわけでしょう。問題起こした者についてどうのこのじやないわけだ。全校生徒、学年一年だったら一年全員の名簿と写真を提出求める。これは全部客観者だと、こういうことになるわけですよ。そういうふうなあなたの方の方は、それぞれの現場の警察署がそういう判断をしてもいいという、そういう態度で指導しているわけですか。

○政府委員(鈴木良一君) 決してそういうふうな、その生徒を被疑者扱いにするというふうな考え方は毛頭ございせん。現実にはそういうふうな場合におきまして速やかに指導するということが必要であるというに基づいて、そういう必要がある場合にはそういう形になっておるといふうに承知をしておるわけでございます。

○神谷信之助君 これは当然本人の子供はもちろん保護者の了解も得てない。学校当局が出す、提出をする場合、そういう了解を求めて出すことになつてゐるんですか。そういうことになつてゐるんですか。

○説明員(山田晋作君) この名簿提出の件につきましては、先ほど御答弁いたしましたとおり、警察の方から特に要求したというものではございせん。学校と警察署といった段階で平素から少年非行問題とか少年健全育成の問題でいろいろ意思の疎通をやつたり勉強しておるわけですから、そういう協力関係というんでしようか。場合によつては信頼関係といつてもいいのかもしれないけれども、そういうものを背景にして、ベースにして、少年非行、しかも街頭で補導した場合には少年をどうすればいいのかというふうなことにいろいろ知恵を出した末にこういうふうなものができ上がったのだと思ひます。

また、特にこの名簿につきましても、私も聞いておりますのは、大体父兄の方とか生徒だとか、そういう方が持つておられるようなものが多いというふうな聞いております。そういう点と、特定の生徒ですとか児童につきましてもそれだけを持つ、仮に学校の方から提供したくということになりますと、また別の問題が出てくるんではないか。やはり少年非行を防止する、街頭で補導した場合に、早期発見、早期補導という趣旨からしますと、学校側の御協力を得てこういう措置をおとりになつたんじゃないかと、かように解釈しております。

○神谷信之助君 じゃ文部省、今のような警察の考えですが、少年非行をなくす協力を。だから、そのために警察に名簿や写真まで渡す、それは非行防止に役に立つのだからと。警察の権力で非行防止をしよう、してもらおう、教育する責任義務というものを放棄をして、みずからの教育権、教育する力、あるいは家庭を含めてそういう非行を絶滅をする、なくすという努力をしないで警察の力に頼るのがよろしい、こういうのが文部省の方針になつてゐるんですか。

○説明員(中島章夫君) 学校におきまして児童生徒の健全育成、教育について第一義的な責任があり、それに主体的に取り組むというのは極めて基本的な大事なことでございます。

ただ、昨今の少年非行といったような問題はなかなか学校だけでは解決されない部分もございませう。そういう意味で、先ほど申しましたように、私もでも生徒指導共同推進地域といったようなものを設けまして、学校とそれから警察あるいはその他の関係機関とが協力をして、これに積極的に取り組んでいくということをお願いして推進をしております。

学校といたしましては、先ほど申しましたように、それが何に使われるか、そして学校ではできない部分をどういふふうにお願ひするのかというところはつきり主体的にかみました上でそういう問題に対処するということが大切だと考えております。

○神谷信之助君 法務省の人権擁護局にちよつとお尋ねしますが、子供たちの名簿やあるいは写真、これらが警察の方に、自分も知らないし保護者も知らないというところは、逆にそれはなぜかという、非行をもし犯したときあるいは犯すおそれがあるときに警察が指導をしたり、あるいはもし本当に犯罪を犯しておればそれが事件にされる、立件されるというのに使われるんですが、これは人権の点からいってどういふことになりますか。

○説明員(永井敬一君) 御指摘の点につきましては、青少年の人権擁護の観点からは慎重に対処すべき事案と考えます。

学校が青少年の非行の対策の一環等から警察に生徒名簿等を提供することは、現在児童生徒の非行が激増している面から見れば、非行があつた場合、警察からの連絡によつて的確な生徒指導を行うためにやむを得ない面があるということも否定できなかつたと思ひます。しかしながら、これら情報を警察に提供することは生徒、父兄等のプライバシーを侵害する危険もありますので、提供される情報は必要最小限度にとどめるべきであつて、生徒等の顔写真や保護者の具体的職業などを記載した名簿を一般的に提供することとは、人権擁護の観点からは好ましくないと云々ざるを得ないと考えております。

当時私どもの方でも一般的な調査を行いました、その際にもこのような考え方を一応伝えてございます。

○神谷信之助君 校内暴力事件とかあるいは少年の犯罪事件が起る、そういう場合に捜査の必要上の協力というのはいり得るかもしれない。しかし一般的に、問題校でもないのにあつて騒ぎの中で全校生徒の名簿や写真を渡してやるというのは、私はこれは大変な、教育者の風上にも置けないからぬやり方だといふふうに思ふんですよ。だから、この点ではもうなくなつてゐるのかと思ふと、そうじゃないんですか。なかなかそうじゃないやうで、この名簿の問題が重大な問題を起しているのに弘前市の事件があります。

五十七年の十月三十日に起つた連続アパート空き巣事件、これに関連をして授業中の中学校の生徒を教室から警察署に連行したという問題について、この事件の概要の報告をしてもらいたいと思ふ。

○説明員(山田晋作君) お尋ねのありました事案につきましては、五十七年の十月三十日、青森県の弘前市内のアパートで発生した空き巣事件につきまして被害届を受理しました青森県の弘前警察署の方で捜査をいたしました。その結果、中学生風の少年が現場付近にいたという話もありましたので、同年十一月二十四日、学校にも連絡をいたしまして、本人の同意も得てこの少年を警察署の方に連れてだいて事情を聞いたというものでございます。

○神谷信之助君 青森県警本部からの報告かしらぬけれども、極めて何といひますか、事件の本質を隠した報告ですね、今のは。

おっしゃつたように、連続アパート空き巣事件が十月三十日起つた。捜査をしていた弘前署の刑事が十一月二十四日に市内のB中学校に出向いて生活指導担当教師に名字Aの少年との面会を

要求した。なぜ名字Aの少年を要求したか。それは名簿があるからですね。これは後で市会でも問題になって、市教委が五十三年から小中学生の名簿を全部警察に提出したことが明らかになった。だから警察は、いろんな聞き込みの中からAという名前の少年らしいというのでやっただ。そのAという名前の少年はその中学に二人いて、その二人と面会をさせたら、あんなの方だ。署まで来てくれ。先生は、放課後にしてくれ、今授業中だ、こう言ったらけれども、午後からは会議があつて忙しいんだ、今来てもらつと、こう言つて弘前署に連れて行つたわけでしょう。鉄格子の入つた取り調べ室でその少年を一人で調べた。保護者の立ち会いもなければ教師の立ち会いもない。そこではその少年は、空き巣に入つたらう、正直にしゃべれと、こういう言われた。

（委員長退席、理事真鍋賢二君着席）

目撃者はおるんだ、連れてきて顔見せたらすぐわかる。だから言えと。警察に連れてこられてるんだからこれは親に知らせないかぬ、電話番号言えと。親に知らせないのか、正直にしゃべれ。何もやらないというて訴えても聞かぬ。目撃者がおる。親に知らせると、これをおとし文句にしてうその自由を迫つた。私も送りたいし、おまえも送りたいし、余りの悔しさにそのA君というのは泣き出した。母親に対して、おれは絶対にやつとらぬのだけれども、もう余りひどいんで、うそでも言おうというように思つた。幸いそれでうその自由をせずに学校へ戻ってきたわけですよ。こういうことがやられてるんですよ。

警察庁の指導は、そうやって容疑者があれば授業中であつても署に連れてきて、そして付添人なしで取り調べるといふことに指導しているんですよ、どうですか。

○説明員（山田晋作君） 警察庁の方では、少年事件を取り扱う場合には少年警察活動要綱の中に、少年の処遇上の基本的な心構えというのがございまして、こういった趣旨を十分に踏まえて行つ

ようにというふうな指導してございます。

○神谷信之助君 その指示どおりやっておらぬじゃないか。弘前署でそういう事実があつたことは御承知でしょう。そういう少年に対する取り調べをやつたことは事実でしょう。

○説明員（山田晋作君） この事案につきましては、学校の方に一応出向きまして生徒指導担当の先生に御了解を得て、本人の同意を得て警察署の方に来ていただいた、こういうことでございまして、短時間でいろいろ事情をお聞きして、その際にも、今いろいろ御指摘ありましたように、やはり少年の心情というのがございまして、スポーツの話をしたり、何が趣味かというようなことを聞いたりしたようだけれども、やはり少年の調べにつきましてはいろいろ配慮をしたようございまして、その上でこの少年は問題ないといふことで短時間で、極めて短時間で面接を打ち切つて、その上で、送つていこうかといふことを言いましたところ、いやいと言つたんですが、学校の方に一応同道して送り返しまして、最初に了解いただきました少年指導担当の先生、教諭の方ですけれども、その旨をお話して引き渡した、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 その少年を調べる場合は付き添いはなくてもいいんですか。保護者なりあるいは学校の教師なり、付き添ひなしでやられているんですよ。付き添ひなしでやつてもいいわけですか。

○説明員（山田晋作君） 少年警察活動要綱によりますと、やむを得ない場合を除き、保護者その他適当と認められる者の立会いのもとに行つと、こういうことになってございまして、この件につきましては、こちらの方でその生徒指導担当の先生に同道願ひたいと願ひしたんですが、時間的に無理だといふことであつた。そういう事情はあつたにしろ、私どもの指導には必ずしも沿つたものではないといふふうに考えております。

○神谷信之助君 これはあなたの方で、少年の調べについてのそういう取り決めをちゃんととして、それで指導を徹底しておつてもこういうこと

が起こっているわけですね。

これは五十七年の十二月の六日の青森県議会で我が党の木村君が追及して、警察本部長も事実を認め、そして「今回の少年の取り扱いについて適正を欠いた点がある」といふことは事実でありまして、その責任は挙げて私にあるといふことも事実であります。というふうにお認めになつたわけなんです。しかし、これは私は教育上からいつても大変なことだと思つた。犯罪事件があつた、少年に容疑をかける、授業時間中に引つ張り出す、生活指導担当の教師がそこにおる、あんなが一緒に付き添つてくれ、立ち会つてくれといふことをやればいい。それもやらないで少年だけだ。そして、あんなの方の報告で言えば、スポーツの話を言つたり野球の話をしたりして少年をうまくしながらやつたと言つけれども、本人は悔しくて悔しくてたまらなかつたと言つて、帰つてきて母親に訴えてる。取り調べた警察官とその子供しかおらないんだから、警察が本當のことを言つてゐるのかうそを言つてゐるのかわからぬ。

文部省、こういうことが警察でやられていて、教育上あんな方はどう考えますか。

○説明員（遠山敏子君） 御指摘の事例につきましても青森県教育委員会の報告を受けましたところ、やはり授業中の中学生が警察署において事情聴取を受けたといふこととございまして。

年少者であります中学生につきましては、事情聴取自体が慎重な配慮のもとに行われるべきものであります。また、授業中の生徒を教室外へ連れ出して行つことは、本人とともに他の生徒にとりまして教育上好ましくないといふこととございまして、まことに遺憾であるといふふうに考えております。

このことにつきましては、青森県教育委員会におきまして、その後、児童生徒の在校中に警察等の関係機関が児童生徒との接触を希望する場合に、校長は児童生徒に与える影響を十分考慮の上、適切に対処する旨を通知等によりまして指導いたしております。今後ともこの線に沿つて指導をし

てまいりたいと考えております。

○神谷信之助君 長官、今聞きのような事件の経過ですよ。先ほどからたびたび言つていますように、捜査上必要があつたかどうかは知りませんが、少年は犯人ではなかつたわけですよ。しかし、事情聴取に生徒を授業中に教室から引つ張つていく。担当の生活指導担当の教師は、放課後にしてくれと、こう言つても、おれら忙しいのだと言つてそのまゝ連れていく。そして、少年一人だけで付き添ひもない鉄格子のはまつた取り調べ室で取り調べをする。これは、少年に対する取り調べあるいは捜査取り調べの上では、指導上あんなの方の指導の方向としてはやつてはいかぬことをやつたことになるんだけれども、現実には弘前ではこれが起こつてゐる。こういう点について長官のひつと所見を伺つておきたいと思つた。

○政府委員（三井信君） この事例は不適切な事例でございまして。今後このようなことのないように指導してまいりたいと思つた。

○神谷信之助君 もう一つ同じような問題を提起をしたいと思つた。

これはつい最近ですね。ことしの六月七日の朝、市川第一中学校で起つた生徒四十人余りの指紋採取事件、これについて報告をしてください。

○説明員（山田晋作君） 御指摘のありました事件につきましては、本年の六月六日の夕刻から翌六月七日の朝にかけて市川市内の中学校のテニス部室が荒らされた。学校側から被害の届け出と警察官の臨場の要請を受けたものから、警察官が、署員が現場に赴きまして所要の捜査、鑑識活動を行いましたところ、現場から遺留指紋と思われる指紋が発見されたといふこととございまして。それで、この指紋につきまして、被疑者といふんです。犯人の指紋を特定するといふ意味から、日ごろこのテニスの部室に出入りしている部員の指紋、これを除きませんと犯人とか被疑者の指紋等が特定できませんから、そういう趣旨で御協力を得て指紋をとるといふことで、その学校の教

頭先生にお願いいたしましたして、了承を得た後、また生徒指導担当の先生とテニス部の部長の先生からテニス部員に事情を説明いただいて、生徒の皆さん方の了解を得て、先生の立ち会いのもとで指紋の採取を行ったと、こういう事実でございます。

○神谷信之助君 今もお話がありました。六月の六日の夜ですか、テニス部の部屋が荒らされていたことが次の日わかった。厚さ五ミリのガラスを四、五センチ四方切つて、そこから腕を入れてかぎをあげて入ったというわけですから、大体玄人といえますが、そういう犯人のしわざだろうということだった。だから、今もお話があったように、消去法で犯人の指紋というものを特定をするというところでテニス部の女子部員ばかり四十人ほどの指紋を採取したというんですが、これは文部省、教育的見地からいって、これは教頭先生が許可をしたというんだけれども、非常にこれは問題があることじゃないかというふうに思っています。いかがですか。

○説明員(遠山教子君) 御指摘の事例にしましては、この盗難事件につきまして、生徒と外部からの侵入者とを区別するために、学校の同意のもとに生徒の指紋の採取が行われたということでございます。学校といたしましては、被疑者としての指紋の採取ではないということから応じたものでございまして、しかしながら、教育の場である学校といたしましては、年少者である生徒の心理に對する配慮が必ずしも十分でなかったと考えております。

今後とも、こういう面の事例に際しましては、生徒の心理を十分に理解して、学校として、より適切な措置ができるように指導してまいりたいと思ひます。

○神谷信之助君 指紋を採取された部員たちは、被疑者ではないというように聞いたので言ひますが、本人たちは、やっぱり犯人扱いされたみたいで嫌な思いだったと言つていますし、中の一人は、先生は友達に、盗んだのはおまえじゃない、素直に言え、と犯人扱いをするような問題もあつ

たというように報道もされております。事実、確かめてみたらそういう状態もあつたようで、学校側も行過ぎだつたと、保護者や担任の先生からの指摘で教頭さんがおわびをなさつていらっしゃるようです。その翌日、警察に返還を求めに行つたところが、県の鑑識課に送つたということでも持ち帰れず、結局七月の十二日になつてから連絡があつて返還してもらつた。保護者、指導主任立ち会ひで焼却をしたわけですが、これは、

しかし、指紋の写しかなかなか知らぬが、それはそのまま残つてしまつたということになつてくるわけ、これも大変な問題だと思ふんですが、こういう点、これは人権擁護局、指紋をこういう形で子供たちから仮に学校の教頭先生が承認をされたといつても、本人や親たち、少なくとも保護者たちの意見も聞かないでやるということについては、これは人権上どういふことになりますか。

○説明員(永井敬一君) 本件につきましては、現在人権擁護機関でも事実関係を調査してございまして、仮に具体的嫌疑がないにもかかわらず多少とも本人の任意性に欠けるようなやり方で指紋採取をしたとするならば、やはり人権上問題があると考へますので、事実が認められれば所要の対応をしたいと考へております。

(理事真鍋賢二君退席、委員長着席)

○神谷信之助君 これは、調査結果に基づいてかかるべく処置をしてもらいたいというふうに思ひますが、警察はそういうふうに権力を持つていてわけですから、子供たちの教育に責任を負つてい

る学校の教師たちでも、本来簡単に認めるべきではないことをやっぱり警察が怖いわけで承認をしてしまふ。これは弘前の場合もそうですし、市川の場合もそうです。事ほどきょうに警察の力というのは国民の側から見たら非常に恐ろしいものなんです。学校の先生という、言ひなれば一定の理性を持った人たちでもそんなんだ。それが、少年に対して前面に警察権力が出ていくということは、これは事聞違えば大変な事態

になるし、まして今のように教育上重大な問題になるといふように思ふんですが、この点について警察庁長官は、十分にひとつ嫌慮に部下の指導に当たつてもらいたいと思ふんですが、この点いかがですか。

○政府委員(三井信君) 権限を警察官が持つておるわけでありまして、その権限行使であると権限行使でない場合とを問はず、職務執行に当たつては嫌慮にこれはやらなきゃならぬわけでありまして、この点についての指導は怠りなくやつてまいりたいと思ひます。

ただいまお話の市川の場合は、犯罪捜査のために届出があり、現場に臨み捜査をするためには、常道として関係者指紋をとらなければ捜査は成り立たないということでありまして、これはちよつと事情は違ふのではないかと私は思ひます。

問題は、生徒個人に対する説明の仕方にやや不十分な点があつたのかと思ひますが、それは学校の先生と警察官とよく相談して、納得のいくように説明した上で関係者指紋をとらなければ捜査は成り立たない、こういうふうに私たちは思ひます。

○神谷信之助君 問題は、大体そういう捜査は、出てきまして現場を確認し、現場を維持するわけでしょう、そしてすぐ捜査にかかる、捜査の常道といふのは初動捜査をいかに早くやるかといふことが大事になるわけですからね。そうすると、指紋をとるといふ場合でも、必要があつて指紋をとるんでしようけれども、教頭の許可だけ取つてやつた。本来なら担任の教師や保護者、それらの意見も聞き了解を求めてやる。そうすると時間がかるからそんなことじゃ困る、早いこととらふ、こつなつてきているから教頭だけの、教頭のそういう判断でやつて、担任の教師や保護者から批判が出たわけですから、だからその点では、捜査の協力にわたる部分にしても、そういう少年に対する事人権にかかわるような問題といふのは慎重にやつ

たり警察の方がやつてもらわれないと、また学校側にも重大な問題があると同時に、警察側にもそういう点での慎重な態度といふのが必要だといふことを指摘しておきたいと思ふんです。それから、その次の問題で、最近警察官が自治体、都道府県、市町村に出向なり派遣をされている状況が非常にふえているんですけれども、特に教育関係ですね。教育委員会とか社会教育を含めて、こういうの出向なり派遣なりの状況といふのをまず報告してもらいたいというふうに思ひます。

○説明員(山田晋作君) 御指摘の点につきましては、警察庁の方で必ずしも詳細に把握しているわけではございませんけれども、青少年関係部局への出向派遣について申し上げますと、都道府県当局からの要請などによりまして四件、六名が出向いたしております。そのほか、府県とか市へおむね五十名程度が派遣されているというふうに聞いております。もちろん、こういった出向したり派遣した職員は、知事部局とか、それから少年補導センターとか、こういった箇所におきまして少年非行の防止対策、少年補導活動といったような、少年非行防止とか健全育成といったような業務に従事しておるわけでございます。もちろん私もとしましては、関係機関の連携という見地から行われていふものというふうに理解しております。

○神谷信之助君 これは福井県の教員でしたかの問題で、衆議院でも議論になつた問題であります。聞いてみますと、出向といふのは非常に少なく、ほとんど派遣で、すなわち警察官の身分はそのまま教育委員会の職場に配置されているという状況があるんですが、先ほどから言つていふように、警察官が直接教育行政に警察官の身分をそのままにして乗り込むといふのは、教育上からも私はよくないというふうに思ふんですが、その辺の見解はいかがですか。

○説明員(山田晋作君) 出向にいたしましたも派遣にいたしましたも、地方自治法によりまして二百五十二条の十七という条文がございますけれども、いずれも地方公共団体の長——知事部局の方から要請があつて、警察官が出向あるいは派遣と

いう身分上の措置を受けるということでごさいます。いすれにしましても、出向はちろんそうですが、派遣にいたしましたも、身分上は両方を持つにいたしましたも指揮系統ということになりますと当然、出向したあるいは派遣された先の上司の指揮を受けて仕事をすることになります。すし、実際に行う仕事につきましても、先ほど申し上げましたように、少年非行の防止とか健全育成とかいったような見地から行うものでございまして、一般的な教育とか社会教育とかいったようなものではない、こういうふうな理解しております。

○神谷信之助君　そういう答弁は衆議院でも同じようにやられているんですが、私はそういうふうに思いません。特に少年の非行防止というものが、これが先ほどからも言っていますように無限に拡大される危険を持つという状況ですから、まして警察官、指揮系統は違ふといつても、司法権というんですか、その権限を持つておられるわけでしょうから、それが少年の非行の行政の中心に座っていくということ自身が私は問題だということとを指摘しておきます。

これは議論してもなかなか一致しない問題だろうと思ひますから、そこで今度は、具体的に改正法で提起をされている新しいねらいなんです、まず現在警察に少年補導員制度ですか、それがありません。これはどういう組織かという点についてお伺いしたいと思ひます。法的根拠、どういう人たちが構成をされているのか、その人たちの身分あるいはどういう職業の方が多いのか、それから人員、全体でどのくらいおられるのか、それから各署ごとにとれぐらいいの人数になるのか、大体そういうことをまずお聞きをしたいと思ひます。

○説明員(山田晋作君)　少年補導員につきましては、少年の健全な育成に熱意を持っておられる方、そういった方の中から警察本部長あるいは警察署長等が委嘱した民間のボランティアでございまして、現在全国で約五万四千人の方が委嘱されて私

どもの方に参加しております。これらの方々がボランティアとして活動いたしているわけでごさいますけれども、法的根拠としては、これはこちらの方のいわゆる部長通達というんですか、保安部長通達というふうなものに根拠がある……

○神谷信之助君　何部長。
○説明員(山田晋作君)　警察庁保安部長通達でございまして、こういう取り扱ひ方針を示しているわけでごさいます。法律とか何とまではなくて、そういうものでございまして。

それから、職業でございまして、自営業の方が二四％ばかり、そのほか会社員の方が一五％、農漁業が約一〇％といったような方でございまして。

それから、こういった方々は、身分的には今申し上げましたように民間のボランティアでございましてけれども、平素それぞれの居住しておられる地域におきまして、日常的に少年に対する声かけ運動とか、それから警察が各県という協力して行います街頭補導活動とか、そういったところに出ていただくといったような御協力をいただいております。

○神谷信之助君　大体、各署ごとで言うところのぐらいいの人数になるんですか。一警察署当たり大体どのくらいになりますか。

○説明員(山田晋作君)　一警察署平均大体三十名から四十名ぐらいい、署の規模にもよりますけれども、三十名から四十名ぐらいいでございまして。

○神谷信之助君　青少年対策室にお願いしなす、今の警察の組織している少年補導員以外に、都道府県あるいは市町村等で少年補導を行う組織といひますか、これは現状どういふものがあり、どうなっているのか。今のようない法的根拠、構成、身分、職業、人員、こういった点についてお答えいたしたい。

○説明員(梅沢五郎君)　お答えいたします。少年補導員でございまして、先ほどのお話にもありましたように、市町村等自治体が設置いたし

ます少年補導センター、これは条例あるいは規則で設置しておるわけでごさいます。これを拠点といたしまして活動しておるわけでごさいます。人数でございまして、全国で約六万七千人と、こういったことでごさいます。身分につきましては、民間のボランティアといふことが基本でございまして、非常勤の職員扱いといひます。か、こういったものも少なくはないといふことでごさいます。

総理府といたしましては、この少年補導センターの一部に補助をやっておるわけでごさいます。が、そういった補助対象の少年補導センターにつきましては、規模といたしましてはおおむね百名前後ですが、そういったことでごさいます。補助対象以外の少年補導センターにつきましては、それよりも小規模のものが多くいふに承知いたしております。

○神谷信之助君　これらの組織と警察との関係、あるいは警察のつくっている少年補導員制度との関係、これはどういふことになりますか。

○説明員(梅沢五郎君)　お答えいたします。少年補導員は、地方公共団体の長等の委嘱を受けて、まして地方公共団体が設置いたします少年補導センター、これを拠点といたしまして地域の街頭補導あるいは少年補導等の非行防止活動に当たっておりますわけでごさいます。

警察の少年補導員でございまして、私どもといひましては、警察本部長等の委嘱を受けて、主として街頭補導に従事しているといふに承知しておるわけでごさいます。

いすれにいたしましても、私どもの立場からいひますと、関係機関あるいは関係方面がそれぞれの立場から青少年の非行防止に努力することが大切なことではなからうかといふに考えております。

○神谷信之助君　自治体の方が委嘱をしてやっている少年補導委員の方、これは同じように街頭行動をやる、それで非行などの、あるいは夜遅くまでうろうろしている少年を見つけたら注意

や助言などをする。あるいは場合にやたら警察に通報する、連絡するといふこともあるわけですか。

○説明員(梅沢五郎君)　お答えいたします。関係機関といふことで、当然必要がございましては学校あるいは警察、児童相談所といった関係機関と連絡をとっております。

○神谷信之助君　おっしゃるこつちの少年補導委員の方は、そういう街頭行動をしたりするときは少年補導委員の人だけでおやりになるか、あるいは警察にも連絡をとって、場合によつたら警官も一緒に行動するといふことであるのか。これはどうなんですか。

○説明員(梅沢五郎君)　お答えいたします。少年補導委員の設置主体あるいは設置の拠点といひます、これは警察とは違ふわけでごさいます。で、独自の活動、こういうことを当然原則的には行つておるわけでごさいます。しかしながら、先ほどもお答え申し上げましたように、必要がありますれば当然関係機関と連絡をとって行つと、こういうこともありますので、場合によりましては警察と補導委員等と一緒に街頭補導に当たると、こういうこともあり得るかと思ひます。

○神谷信之助君　警察がつくっている方の少年補導員ですが、これが街頭行動するときは警官が行する場合もあるわけか、あるいはまた注意なんかやつたり、問題があれば警察に報告するあるいは学校に連絡するといふことをなさるのか。この辺はいかがですか。

○説明員(山田晋作君)　少年補導員の方、全国で約五万四千人を委嘱しておると申し上げましたけれども、いろんな方がいらつしやまして、それぞれの地域で活動をいたしておるわけですが、街頭補導などをされるのに非常に、何といひます、向いた方といふのもいらつしやるし、そうじゃなくて、例えば有害図書類の自動販売機があるよといったような通報をしていただくのに向いたような方もいらつしやるわけですが、私どもとしては、街頭補導をする場合には、

できればそういった適性のあるといふんでしょ
か、向いた方をお願いして警察官と一緒に街頭補
導に回る、あるいは例えは春とか秋とか、現在も
青少年を非行から守る運動月間というのをやって
おりますけれども、そういった特別の期間には警
察官と一緒に行動するといふようなこともいたし
ております。

○神谷信之助君 そうすると、両方合わせて十二
万人ほど少年補導をやっている人たちがおられる
わけですね。それで、どちらにもいわゆる名譽職と
いうかボランティアで、無報酬でやっておられる
という状況です。これ両方の違いはどこにあるま
すか。

○説明員(山田晋作君) 私どもの少年補導員と先
ほど総務庁の方から説明ありました少年補導委員
員、よその制度ちよつと御説明しにくいんですけ
れども、私どもの方といたしましては、警察本部
長なり警察署長から委嘱をするといふふうなこ
と、それから、地域的にも特定の地域の居住者に
偏らないで配置するといふんではどうか、委嘱を
するといふふうな、全国に配置するといふふう
な点、それから、これは当然でございましてすけ
れども、警察署あるいは駐在所、派出所、そういった
ところと連携をとりながら仕事をしていくといふ
たような点が総務庁のおっしゃった点と若干違
うんじゃないかと、こういうふうに思います。

○神谷信之助君 総務庁の方でつくっている少年
補導委員、これだけでは足らぬわけですか。逆に
言くと、警察でつくっている少年補導員というの
はやめてしまつて、人数はふやすならふやしても
いいけれども、総務庁がやっている少年補導委員
ではできないことがあるので警察が独自の少年補
導員といふものをおつくりになつてゐるのか。こ
の辺はどうなんですか。

○説明員(山田晋作君) 二つの制度、どちらが早
いか遅いかといふことは私もよくそこまで勉強し
ておりませんけれども、いずれにしても、私
どもの少年補導員につきましては少年の非行とか
健全育成の面で、警察の手ではとても足りない、

もつともつとやりたいけれども足りないといふふ
うな点をいろいろとボランティアの目から見
てやっていたらいいものではないかと思つて、あ
くまで警察との関連が深い、こういうことだと思
います。

少年補導委員の方は、これは市町村の補導セン
ターを中心にして活動しておられると、こういう
ふうに理解しておりますので、内容的にも若干違
うんではないかと、こういうふうな思つておりま
す。

○神谷信之助君 なるほど。そうすると、警察の
方でおつくりになつてゐる少年補導員というの
は、警察官が足りないで、その不足を補つてもら
うといふことで必要になつてつくられてゐるとい
うことになるわけですね、今の説明です。

○説明員(山田晋作君) ちよつと説明が足りな
かつたかと思ひますけれども、警察官が足りない
からといふんではなくて、現在の少年非行情勢の
ようなものを見ますと、警察だけではなくて民間
の方にももつといふいろいろとやっていたらいい
です。

現在、少年非行の原因が家庭にあり学校にあり
地域社会にあるといふことをいろいろ言われます
けれども、やはり地域社会の少年の教育機能とい
うんでしょか、そういったようなものは必ずし
も十分でない、むしろ不足してゐるんじゃないか。
そういった面から見ますと、やはり少年補導員と
いふ民間のボランティアの方が、警察官が足り
ないから補うといふことではなくて、独自に動
いていただくことも必要である。ただ、独自に動
く場合も、じゃ何をやっていいのかわからないとい
うのがむしろ実情ではないか。そこで私どもとし
ましては、少年の補導といふんでしょか、街頭
補導だとか、それから有害環境の除去だとか、こ
ういった問題についていろいろとやっていただけ
れば非常にありがたい、助かるといふふうなこと
でお願いしておると、こういう趣旨のものでござ
います。

○神谷信之助君 警察官が足らぬからではないと
いふことならば、逆に、警察が直接少年補導員を
持たなくても、同じボランティアですから、総務
庁でつくつてゐる少年補導委員の制度を充実をす
る、強化をするといふことでいいわけだよ。そこ
で実際に街頭行動もやるし地域の活動もやる、健
全な育成もやれば違法少年や虞犯少年に対する指
導や注意や助言もやる、それで必要な連絡は学校
の現場なり警察にもやる、これでやっているとわ
けですね。何で直接それがあつたのにならぬか先
できてゐるのか知らぬに、それがあつたのになら
ぬといふ警察は自分の直接の部隊を持つておらぬ
といふかぬといふのかと聞いてゐるんです。

○説明員(山田晋作君) 一つの例を挙げますと、
私どもの少年補導員は警察本部長、警察署長から
委嘱されますが、一つの署で三十から四十人とい
うことを申し上げました。それをさらに割りまし
て、駐在所とか派出所あたりに二人とか三人とい
うふうに、非常に何といふんでしょか、網の目
が細かいといふふうなこともあつたかと思ひま
す。

少年補導委員の方は私もよく存じませんが、少
年補導センターを中心にして活動しておられると
いふことでございまして、そのあたりのカバー
できるエリアの問題も若干違ふんではないかと思
ひますし、それから私もそれだけ網の目が細か
いといふことになつて、何か問題があつた場
合にも対応が早くなるんじゃないかといふふう
に理解しております。

○神谷信之助君 だから、やつぱり警察署単位に
警察の必要に応じてボランティアといふものをつ
くつて、その人たちの協力を得て少年補導員をつ
くつてゐる。だから警察のいわば手足として、片
一方の方はそんな警察の手足といふことではない
少年補導のまさにボランティアで、都道府県知事
なり市町村長からの委嘱を受けてやる、こういう
ことなんですね。だから、どつちの方が権限を
持つてゐるものかわかりませんけれども、どつち
の方がそういう点では強いのか。青少年対策室
とあれとで、少なくともやつぱり警察の方が強い
から強いといふのかな。どうなりますか。どうも

それがわからぬのですよ。

○説明員(梅沢五郎君) お答えいたします。
権限という面におきましては、これは私の理解
からしますれば、ともに特別の権限といふのはな
い、こういうことかと思ひます。

○説明員(山田晋作君) 権限の面では、いずれに
しましても民間ボランティアでございまして、強
制権にわたるものは全然ございせん。任意で
ございまして。したがつて、そういう面ではどち
らがどうとも言えないんじゃないかと思ひます。

○神谷信之助君 今度、少年指導委員制度がまた
できるわけですよ。それで、こつちの青少年対策
室の方の少年補導委員しかないんだと思つていま
したけれども、ところがよく聞いてみたら、別に
警察署が握つてゐる少年補導員という部隊があ
るといふのがわかつた。それで、何でそれを二つ
別々に持たないかぬのかといふのがどうしてもわ
からない。それでその上に今度、少年指導委員を
つくるとすな。少年指導委員といふのは、説明
を聞いたときには、警察がつくつてゐる少年補導
員の中から少年指導委員をお願いしようと思つ
てゐるといふお話を聞きましたが、そういうこと
じゃないんどうか。

○説明員(山田晋作君) 先ほどから御説明申し上
げております少年補導員と、それから風俗営業法
の改正で新しく設けていただきましたと申し上げ
ております少年指導委員は全然別個の制度でござ
います。実際に委嘱する場合も別個の制度でござ
います。しかも委嘱する場合の要件といふんで
しょか、資格要件につきましても、私が今申し
上げました後の方の少年指導委員の方ははつきり
と四つの要件をつたつてございまして。したがつ
て、この要件に該当するといふんでしょか、要件を
満たされた方で適當な方、そういった方を委嘱す
るといふことになつたので、全然別個のもので
ございまして、たまたま一致することはあり得る
といふことでございまして。ですから、ストレート
に平行移動するといふものではございせん。

○神谷信之助君 少年指導委員は何人ぐらいおつ

くりになる予定ですか。

○説明員(山田晋作君) 具体的な人員につきましては、現在のところまだ考えていないわけですが、いますけれども、いすれにしても、厳格な要件を備えた方で地域の篤志家といったような方が、私どもとしましてはやはりそういった適任者がいらつしやると。それから、実際に活動していただく場、これは私どもとしましては盛り場を中心と考えておるわけですが、そういった適任者がいらつしやるかどうかというふうなことで、両方を勘案しながら徐々に委嘱してまいりたい、こういうふうな考えております。

○神谷信之助君 比喩的に言つと、例えばテレビに出てくる、テレビの銭形平次があるが、与力、同心の方は警察官の方、それで今度できる指導委員というのは銭形平次親分やら万七親分、それで指導員というのはその下におる御用聞きというふうな形になつてくるの。どのようになるんですか。

○説明員(山田晋作君) ちよつと比喩が難しいので私的に確に答えられるかどうかわかりませんが、警察官はあくまでもこれは警察法に基づく警察官でございますが、少年指導委員と申しますのは、これはあくまでも民間のボランティアでございます。民間のボランティアでございますが、その任務の範囲というんでしょうか、補導とか、それから少年の健全育成に障害を及ぼす行為の除去とか少年の健全育成に資する行為とかといった任務の範囲を定めまして、それから身分につきましても一応名譽職、無給で公の機関の職にある者というところでございまして、そういうふうな法律で定めておる民間のボランティアというところでございまして、あくまでもこれは全然別個でございまして、先ほど比喩でおっしゃいましたけれども、そういうふうなものでございせん。

○神谷信之助君 それじゃ、現在警察の方にいる少年補導員、これはどが指導することになりますか。指導の責任は。

○説明員(山田晋作君) 少年補導員につきましては警察本部にあるいは警察署長が委嘱ということにしておりまして、委嘱をした者、これが指導していくということになろうかと思ひます。

○神谷信之助君 もちろん、直接本部長なり警察署長がやるわけじゃないので、そうすると少年課長なり少年係、少年担当の直接には指導を受けるというか、指揮を受けるというか、それとの関係を持つていくわけですか。

○説明員(山田晋作君) やはり民間のボランティアの方でございまして、一つの組織の中のように上意下達というふうな、命令でというふうな、そういった形のものではないでございまして、あくまでも私どもの方では、委嘱というのはいさうことをお願いするといふ趣旨でございまして、むしろそういったことをお願いしておるといふことでございまして、指揮するとかなんとか、そういった形のものではむしろございせん。

○神谷信之助君 それで今度は、法定される指導委員というのは、その指導とか指揮とかいう関係というのはどういふことになりますか。

○説明員(山田晋作君) 基本的には変わらないであらうと思ひます。少年補導員の方は警察庁の保安部長通達に根拠がございまして、少年指導委員の方は現在御審議いただいております風俗営業法ですが、この法律に根拠を有するものでございまして、いずれも民間のボランティアでございまして、委嘱者と委嘱された方の関係というのは基本的には変わらないと思ひます。

○神谷信之助君 基本的には変わらないのじゃあ片方だけどもね。片一方は保安部長通達でしよう。片方は法定するわけだ。基本的には変わらぬのだから別に法定せぬでもいいはずだ。どうなんですか。

○説明員(山田晋作君) 少年補導員、現在ございまして少年補導員についてちよつと説明申し上げたいと思ひますけれども、少年補導員は確かに全国に五万四千ばかりいらつしやる、こういうこと

でございまして、こういった方々は、私どもとしましては網の目を細かくするといふふうなことで、むしろ私どもの方でお願いしてやつておるといふふうなことでございまして、根拠というのは警察庁の保安部長通達といふふうなこともございまして、どちらかといひますと、いろいろ活動をいたいただくわけですが、その活動に対する権威ですね、権威といふようなものも必ずしも十分ではない、場合によっては存在が知られていないような場合だつてあり得る。言うならば正當に評価されていないといふふうなこともございまして、それと、全国的に散らばつておりますから、特定の地域でといふわけにはまいりません。そして、日常活動をいたいただいているわけですが、それが、それに対して少年指導委員の方は、現在大変問題になつております盛り場、少年のたまり場だとか、それから非行の場所、性非行の場所、こういったようなものが集中しておりますたまり場における少年の非行防止活動、健全育成活動、こういったものにもう少し力を入れたい、こういうことでございまして、たまり場を中心としてこういったボランティア制度といふものを充実していくと、こういうことでございまして。

○神谷信之助君 部長、私はこれはひつきやう何というか、屋上屋を重ねている。総務庁の方の少年補導員制度があつて、これは六万七千人あるわけだ。それと別に、今度は警察の方に少年補導員といふのが五万四千ある。それで、この上に今度は法定をする少年指導委員制度といふのができるわけですね。そして、やつておる業務の内容客というたら大体似たやうなことだ。ただ、今の話を聞いておると、少年指導委員の方は盛り場とかそこを中心にするので、だから金と暇があると同時に力の強い人じゃないかぬみたいな感じを受けるんだけれども、それにしても、現在の補導員なり指導委員の人が全国で十二万ほどになるわけだ。それと、同じようにボランティアアだ。それとも皆同じだ。それで、少年指導委員の方は、今度つくるのは四つの資格要件がある

ので、大分厳しい条件でちよつと違ひますなといふふうな言われまふけれども、やる仕事の内容というのは余り変わらぬ。どちらも皆盛り場に行く。皆盛り場に行くわけじゃないけれども、盛り場も行くし、あるいは問題少年の相談に乗る、母親の相談に乗つて、そして子供に触れ合いながら育成をしていくといふ、そういう仕事をやつておる。屋上屋を重ねている感じ、何といふか、警察の自分のところの私兵をつくつていこう、そして少年に対する警察行政の領域を少年の非行化の増大といふことを理由に拡大をするといふように感じられて仕方がないんですが、この辺は部長いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 総務庁の方の少年補導委員というのは私ども必ずしも十分よくわからない点があるわけですが、私ども、私の方の少年補導員のでき上りなりました関係はいろんないきさつがありまして、各地域で、ある意味では自然発生的にそういうボランティアが活動できてきたといふことであらうと思ひます。したがいまして、その内容は大変区々にわたつておるわけだといふことで、県によりまして非常に整備されていくところもありまして、そういうふうなところもあつて、それから、実際に行います活動は、先ほども少年課長申したやうに、職業的にも、ごらんいただきますとわかりますやうに、非常にいろいろなバラエティーに富んでおられるわけだといふまです。実際の活動も、なかなかそう厳格な資格要件でなつていただいているわけではございせんので、活動といたしましても必ずしも十分な形になつてないところもあり得るわけだといひます。

そういうやうなことで、特に一番問題になりますのは、先ほど課長申したやうに、盛り場におきます関係、特に環境浄化の活動といふものがどうしても弱い。しかし、そこに大変な問題を抱えておるといふことでございまして、そういうことから、盛り場の浄化活動という点についてさらに民間の活力を、また民間のそういう知識、経験、熱

意というものをぜひ活用していただきたいという趣旨で考えたものでございまして、決して屋上屋ではないと私は考えておるわけでござい

す。

特に、現在の少年の補導員と申しますのは、先ほども御説明してありますように、単なる通達でやっております。で、現場に行きまして、特に盛り場等の活動では非常にどうもやっぱり難しい状況が出ておる。それはどういふことかと申しますと、今はなかなか同じ委員の活動をするにいたしまして、例えば補導員が子供に声をかける、そうすると、何であなたは声をかける権限があるのかというふうなことを聞かれる。実際にはそういうふうなことで、声をかけること一つにしてもなかなか難しいような状況もあるというふうなことでございまして、やはりそういうふうな難しい場所につきましましては、活動が法的に認められていくということが大事であろうというふうに考えられるわけ

でございます。

そうかといって、決して格別の権限を持ってやるといふことはございませぬけれども、やっぱりそういう活動をするにふさわしい地位なり任務なりというものを明確にしていく。そうして、厳格な資格要件のもとでやはりそういう活動をやっていただくということが現時点において大変大事ではないか、こういうことで考えたものでございまして、

（委員長退席、理事眞鍋賢一君着席）

決して警察が領域を拡大するとか何とか、そういうふうなことからこういう制度を考えたものではないわけでございます。

○神谷信之助君 それじゃ、今度できる指導委員というのは、警察官のかわりをするわけではないということははっきりしているわけですね。

○政府委員（鈴木良一君） そのとおりでございます。

○神谷信之助君 それでは、この少年指導委員というの、したがって犯罪を摘発するとかということではなしに、いわゆる教育的見地とい

か、指導、注意、助言、そういうことで、まず動いてもらおうと予定しているのは盛り場の地域だけれども、そこでやっていく主たる活動の理念というの、これは教育的見地だということも間違いはないわけですか。

○政府委員（鈴木良一君） 活動の理念はあくまでも指導なり助言なりというものを中心に考えていくということでございます。

○神谷信之助君 それでは、総務庁の青少年対策本部ですが、あなたのところで全国に、自治体がほぼ中心になって条例に基づいてつくっている少年補導委員というの、これもいわゆる少年の保護育成というか、教育的見地、これが理念とい

ますか、趣旨であるだろうと思ふんだけれども、どうですか。

○説明員（梅沢五郎君） 自治体が設置しております少年補導センター、ここに少年補導委員がおるわけでございますが、これの活動の理念といたしましては、基本的には、単に例えば非行少年の発見それ自体を目的にする、こういうふうなことでございませぬ、少年の健全育成、それから同時にあわせて非行防止といったことでございまして、たまたまその補導活動の過程におきまして非行少年等を発見した場合には関係機関に連絡とか、あるいは家庭とも連絡をとってしかるべく対応する、こういった形でござい

ます。

○神谷信之助君 そうすれば、保安部長は、今度新しくつくる少年指導委員制度というのは警察の権限を拡大するといふようなそんな根拠性じゃございませぬと、それで、今までの少年補導員というのでは、保安部長通達でつくられてきておるんで、権威というか、そういう点では不十分さがあるし、しかも、なっていたいたいてる人たちがあつた、ある意味で言うと、今度意図する盛り場を中心にしたような活動には向いてる人もあるけれども、不向きの人もある計、だからつくりましたと、こう言われる。しかし、それを警察のところに付くらぬで、総務庁の青少年対策本部あるいは自治体につくる。警察につくるんじ

なしに、知事なり市町村長のもとに今年少年補導委員というのがありますね。これをしっかり法的に整備をして、そして警察が考えているような役割を分担をする、そういうものをつくっていくということにしたいわけですね。

○政府委員（鈴木良一君） いろいろなお考えはあると思ふけれども、実際に盛り場という状況は風俗営業なり風俗関連営業というものと大変密接に関連をしておるわけでござい

ます。そういう意味で、風俗営業法との兼ね合いというものが大変強いわけでござい

ます。ですから、先ほど申しましたように、少年に對しましては、当然のことながら、指導なり助言といふことで臨むわけ

でございますけれども、さらに営業関係の方にもいろいろお話を申し上げるということも出てくるわけ

でございます。

そういうことから盛り場というものを考えてみた場合に、これはやはり今申しましたようにこの法律との兼ね合いが大変強い、そういうことを實際的に確にやっていくためには、やはり警察が一番適当ではないか、こういうふうな考えておるわけ

でございます。

○神谷信之助君 総務庁のもとで各自治体につくられてる少年補導委員制度を今度つくろうといふ少年指導委員と同じように法制化もし、資格要件も整えて、そして置く。同じものですよ、警察庁の下に置かれるものと都道府県、市町村長の下に置かれるものと。しかし、それよりは警察の下に置いた方が盛り場という、あるいは相手は風俗営業なり風俗関連営業だから暴力団のかん

でるものもあるだろうし、だから警察といふはつてを着せていった方が都合がいいということになるわけですか、今のお話は。

○政府委員（鈴木良一君） 何も警察のはつてを着てやるわけではないわけございまして、あくまでも民間のボランティア活動としてやるわけでございます。ただ、實際にそういうふうないろいろの關係でお願をするといふのは、先ほど申しましたように、大変この法律との兼ね合いが強いと

いうことから見ますと、やはりこういうふうな形でやっていくことが望ましいんではないか、こう申し上げておるわけでござい

ます。もちろん総務庁の方の少年補導委員の方々とも十分協力してやっていかなければならない、かように考えております。

○神谷信之助君 この少年指導委員の制度というのは各都道府県の公安委員会の規則で具体的には決ま

って、それに基づいて委嘱というんですか、都道府県本部長なりがやるわけでしょう。そういうことになるんですか。そういうように今これになつておるわけでしょう。だから、この法案の中で、都道府県の条例で、都道府県知事なり市町村長が委嘱をするといふようにしたって構わぬと言

うのです。それはいかぬのだ、警察がやっぱり握つてないといかぬのだと言ふなら言うで、はっきりその理由を言えと言ふてゐるんです。

○政府委員（鈴木良一君） 公安委員会が任免をして運用をするといふことになるわけござい

ます。それはいろいろなやり方はあり得るだろうと思ひますけれども、警察制度と申しますのは、大体都道府県単位で、都道府県警察という形で

運用をされておるわけでございまして、従来から市町村との兼ね合いももちろんござい

ますけれども、しかし行政をやっていくというスタンスからいいますと、やはり都道府県警察というものでやるのが一応警察法の仕組みになつておるわけ

でございます。そういうものの方が仕事のやり方として適切であらう、かように考えておるわけ

でございます。

○神谷信之助君 現在でも警察がつくつてる少年補導員と総務庁が都道府県、市町村につくら

している補導センターあるいは少年補導委員、これとの關係は、警察それから学校も含めてしよつちゅう會議をやつておるところでしょう。協力し合つておるところでしょう。だから、別にこつち

は総務庁で、都道府県知事、市町村長の委嘱を受けるんだから、使ひ物にならぬということではな

○政府委員(鈴木良一君) 当然のことながら、そんなことはございませんで、一緒に相協力しながらやっておりますでございます。

○神谷信之助君 それならば、都道府県の公安委員会規則で決め、そして任命するということでも、都道府県知事なり市町村長が議会で条例を決め、そして任命なり委嘱をすれば、そういうことを法定しておいて都道府県で自主的にやらせる、その方が、今度は地方議会で議論になるわけですから、自分たちでその自分たちの地域をこの法律の趣旨に沿ってどのようにすれば少年の非行化を防ぐのにかと、基本は法律の中に決められておるそれに基づいてそれぞれの地域の体制というのをどうつくっていくかというのが議論になり、より一層地域的な非行防止のための運動というのが起るわけでしょうが、警察権力でつくろうというのがどうしても抜けぬから、公安委員会規則じゃないかといふか、こうおっしゃるように聞こえてしまうんですが、いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 何も警察権力というよな発想から出ているわけではないわけでございます。先ほどから申し上げましたような形の仕組み、特に盛り場、風俗営業等との兼ね合いということになりますと、やはり警察の行政といふものは都道府県単位という形でやってきたわけでございます。そういうふうな仕組みの上に乗りつてやるのがやっぱり仕事を円滑、適正に行うのに適当であろうと、こういう判断でこうなっておりますのでございます。

○神谷信之助君 こればかりやっておるわけにいきませんので、あとまた浄化協会の問題や防犯協会の問題との関連がこれについてはあるのですから、次の機会に譲りたいと思います。

〔理事真鍋賢二君退席、委員長着席〕
それじゃ、次の問題に移ります。すなわち風俗営業、関連営業あるいは料飲業等の問題に関する今度の改正問題について。
衆議院の修正案の発議者の先生方御多忙のところ御出席いただいております。

早速お尋ねをさせていただきます。
修正案の提案者にお聞きしたい点のまず第一点は、原案にありました報告、資料提出などを削除して、そして一項と二項に分割をされた修正案ですね。この意味はどこにあるのかという点をまずお聞きしたいと思っております。

○衆議院議員(小澤潔君) お答えをいたしたいと思います。

政府原案では、公安委員会は、警察職員に風俗営業等の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとなっておりましたが、このような規定の仕方では現行法の立ち入りに比ばましてその範囲が拡大するのではないかと疑念がありましたので、このような疑念を解消する目的で、修正案ではこの部分を削除しまして、これにかえて現行法の立ち入りの規定に即して整備した規定を設けることとしたしました。

右の結果、経営状態の把握の目的からする会計帳簿、経理書類等の検査や保健衛生上の見地からする調理場の検査が本法の立ち入りに含まれないことが明確になりました。

なお、これに伴い、罰則規定の部分についても、修正案では現行法の規定に即して整備することといたしております。

以上が修正の内容であります。

○神谷信之助君 もう一つ、今度は附帯決議ですが、十項で、警察職員の立ち入り問題について、「いやしくも職権の乱用や正当に営業している者に無用の負担をかけることのないよう適正に運用すべき」ということにして、一号で報告又は資料の提出によってできる限り済ませるものとするのと、報告又は提出書類等については、法の趣旨に照らし必要最小限のものに限定すること。」と、こういうふうにあります。これは直接営業所に立ち入りしなくても、できるだけ報告または資料の提出で済ませようというので、立ち入りをするという場合は、よっぽどといえますが、その必要がある、報告や資料の提出だけでは不十分だ

というそういう状態のときに初めて立ち入りをするんだという趣旨に解しているんですが、この点はいかがでしょうか。

○衆議院議員(草野威君) 私どもが修正並びに附帯決議をいたしたその精神はそういうところにあるかと思っております。

○神谷信之助君 だから、単純に現行法に戻ったと、警察庁の方は、現行法でやっていることを明らかにしたのが原案だ、しかし今度修正がされて、それは現行法に戻ったにすぎないという主張ですけども、単純に原案に戻ったというわけではなく、この修正者の意思ではないかというように思いますが、いかがでしょうか。

○衆議院議員(小澤潔君) お答えをいたします。
政府原案のような規定の仕方では現行法の立ち入りに比べてその範囲が拡大するのではないかと、また運用上、立ち入り強化されることになるのではないかと疑念があったため、これを解消し、現行法による立ち入りと同じように戻したのであります。その上に詳細な附帯決議をつけまして、政府に対し、立ち入りについて慎重かつ適正な運用をするよう求めたものでありまして、これによってこのような運用がなされることを期待しているものであります。

○神谷信之助君 だから修正案は、現行法ですと単に「営業所に立ち入ることができる。」それから「深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様」という、単純に「立ち入ることができる。」という規定だけでしたが、今度修正されたものは、第一項に「業務に関する報告又は資料の提出を求めることができる。」というのを入れて、そして第二項に、改めて「立ち入ることができる。」という規定にしたということとは、附帯決議と相まって、できる限り書類あるいは報告、これの資料の提出、これで済ませよう、できるだけ立ち入りは避けたい、立ち入りの行使を厳格にいたしますか、したという趣旨だと思っておりますが、それでよろしいですか。

○衆議院議員(岡田正勝君) お答えをさせていただきます。

私どもがこの第三十七条におきましてセパレートにいたしました、報告させるということと、それから立ち入りをすることとを分けたという趣旨は、できる限り立ち入りに及ばないで資料と報告を求めることで済ませることが最もいいのではないかと、いわゆる運用上そうありたいものだ、という趣旨を込めてセパレートにしたのであります。したがって報告と資料を求めたら一切立ち入りまかりならぬという意味ではないのでございます。

今先生が御指摘のとおり趣旨で私も修正をさせていただきます。

○神谷信之助君 次は公安委員長ですが、前回同僚議員がこの問題で警察庁と議論しました。最後に公安委員長の方から、修正者の趣旨に沿ってやっていくんだという趣旨の発言があったと思うんですが、もう一度確認をしておきたいと思っております。

○国務大臣(田川誠一君) 修正者のもちろん意思のとおり、意思に沿って運営していかねければならないと思っております。

○神谷信之助君 三井長官もその点よろしいですか。

○政府委員(三井清君) 同じでございます。

○神谷信之助君 じゃ、どうも修正者の皆さん御苦勞さんでした。

ということを確認をして、私は具体的なものに入っていくと思うんですが、この立ち入り権というのは犯罪人の捜査とは関係ないというように言うていきます。そうすると、これは行政権の範疇に入るといふことになるんだと思うんですが、具体的に、この行政権の行使の内容というものはどういふことになりますか。

○政府委員(鈴木良一君) この法律を施行するために、行政目的として必要な調査等をやるという形で立ち入りというものをやっていくということになるわけでございます。

○神谷信之助君 具体的には、例えば料理飲食業

者なんか立ち入りをする必要というのはどういふものが今までもあったし、今度修正されましたけれども、資料の提出、文書の報告以外にどういふものが予想されることになりましたか。

○政府委員(鈴木良一君) 具体的な中身はいろいろあるかとも思いますけれども、いろいろ構造、設備の基準等も法律では設けておるわけでございまして、そういうふうな構造、設備の基準が維持されているかどうかというふうなこともございまして、あるいはいろいろな遵守事項を定めております。照明の問題であるとか年少者の従業の禁止であるとか、いろいろものを定めておるわけでございます。そういうものが実際に守られておるかどうかということもあらうと思ひます。この法律は、そういう形で必要なものが正しく守られておるかという形のもを現場でもって確認をするということにならうと思ひます。

○神谷信之助君 ちよつと具体的に聞きます。これは京都の西陣署のなですけれども、風俗営業用の警告指導書というのがあるが、私は風俗営業等取締法令による下記違反行為について現認され指摘を受けましたがこの違反事実については今後諸規定を厳守し以後絶対に違反のないように営業することを誓います、こうして五項目書いてあるのは四項目ですが、一項は空白になっていますが、その中の「風俗営業等取締法令による許可を受けずに午前〇時三十一分ごろ営業所内で飲食客二名に対し、飲食物等を提供して従業員一名が接待をして無許可の風俗営業を営んでおりました。」と、こういう、あと代理人の氏名があるんですが、これは行政行為になるわけですか。そして、犯罪捜査の行為というのはここから始まるのか、どこから始まるのか。この辺はわかりませんか。

○政府委員(鈴木良一君) ちよつと今先生のお話の具体的な事例で、どういう形で立ち入りをしてどういふふうになったのかということがわかりかねますので、ちよつと即断をしかねる状況でございしますけれども。

○神谷信之助君 これは先ほどちよつと読んだように、午前零時三十一分ごろに、もうちよつと早かったのかもわからぬが、立入検査に三人見えたんですね、三人警察官の名前が出ていますから。そして、「飲食客二名に対し、飲食物等を提供して従業員一名が接待をして無許可の風俗営業を営んでおりました。」ということ、そこにおいた、現場においた代理人の女性を確認をした。そして、それを署長あての文書です。だから、この違反事実について現認され指摘を受けたが、今後は厳守して違反のないように営業することを誓います、警告とそれからその請書というのか、そういうことですか。

○政府委員(鈴木良一君) 先生からお話あったんですが、ちよつと全体の状況が定かでないでございまして、はつきりしたことは申し上げられないのでございしますけれども、今のお話でございしますと、始末書でございしますか、誓約書でございしますか、そんなようなものになっておるんでございしますか。

○神谷信之助君 始末書とは書いてないんだけれども、警告を受け、指導を受けたという警告指導請書。

○政府委員(鈴木良一君) 恐らくそれは、もしも無許可風俗営業ということで検挙をしているならばともかくといたしまして、そういう指導をしているというところでございしますから、ちよつと確認することは申し上げられませんが、それは行政指導の範疇ではなからうかという感じがいたします。

○神谷信之助君 私はこういうのを見て、立入検査をして、風俗営業の無許可の営業をしていることを現認をしたという場合には、その現認をすると同時に、今後はもうしたらいかなぬという指導というのをまずやって、これを何回かやっても現認が何回か続くという場合に、今度は違反事実として呼び出すなり何なりして捜査活動に入るといふことになるだらうかというふうに思ふんですが、それでいいですか。

○政府委員(鈴木良一君) 恐らくそういうことだろうと思ひます。現実にはそういうふうな関係で何遍も指導をしていくということが普通行われることとでございまして、しかも、なかなかどうしてもそういうことではいかないということになれば、別途それは犯罪捜査として行っていくということとでございまして、この立ち入りとは切り離してやるということとで考えていかなければならない、こう思っております。

○神谷信之助君 したがって現実の、これはスナックでしようね、風俗営業の無許可営業ですから。こういう場合の立件というのは何回かの現認、それから何回かの指導、これらの上で重なる場合に悪質だということと立件をするあるいは捜査に入る。だから、初めてどうのこうのということには余りない。だから、その辺の指導はどういうふうに実際の問題としてなされていきますか。

○政府委員(鈴木良一君) 当然、我々営業に對します指導の姿勢といたしましては、指導というものを中心に考えていくべきものであるというふうな考えでおりますから、悪質であるかどうか、もちろん回数を重ねるというののも一つの悪質でございしますし、それからそのやっております行為が大変悪質だという場合には一回でも悪質という場合もあり得ると思ひますけれども、いずれにいたしましても、そういう意味で悪質なものを初めて捜査という形でやるべきものでございまして、できる限り事前の指導で直せるべきものは直していく、こういう姿勢で臨んでいくべきだと、こう考えておりますし、今後もそういうふうな形でやっております、こう思ひます。

○神谷信之助君 もう一つ、ちよつと具体的に言いますが、客が数人おって、カラオケ鳴らしてこれ、この曲かけてくれと言って、その女性がかけて、そして客席の近くまで来てそこへ一緒に座って聞いていると、これはやっぱり接待になるわけですか。

○政府委員(鈴木良一君) 今のお話しのようなことは直ちに接待にはならないと、こう思ひます。

○神谷信之助君 今立ち入りがあったその状態を現認したというなら、これは何回か回を重ねておればなんだけれども、そう悪質な無許可営業ということにもならないんじゃないかと思ふんですが、この点はいかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 今お話しのように、接待といふものになっておるかならないかということ、いわゆる無許可営業になるかならないかということが決まるわけでございしますから、その点は厳密に解釈をしていかなければならない、こういうふうな思っております。

○神谷信之助君 これは、私は一つ具体例言いますが、京都の中京の木犀町で起こった事件ですが、六人ほどの客が来ていて酒を飲んで、それで、今話したようにカラオケ、この曲かけてくれと言ってそれをセットして、それで客のおる横のところに座って聞いていたところへ立ち入りがあったわけ。その店今まで四回ぐらい立ち入りやつたんだけれども、現認され注意を實際に受けたのはそれが初めてだ。ところが、それは立件をされて、略式で罰金二万円、あと公安委員会の聴聞にかかって五日間の営業停止だ。そこは署によって、先ほど言ったのは西陣署で、これはまた別の署ですが、署によってこういう立件をするしない、あるいは現認をしたそのことについての対応、これがそれぞれ違うのかどうか。いわゆる現認をした警察官の恣意によって立件をされたりされなかったりするというふうに思ふんだけれども、この点はどうですか。

○政府委員(鈴木良一君) こういうものの運用といふのはできる限り一でなければならぬ、こういうふうな思ひます。したがって、署によつてアンバランスがあるといふのは望ましいこととはございしませんので、今の具体的な事例といふのを私どももちよつとわかりませんけれども、一般論として申し上げます、今後よく指導をしてまいりたい、かように考えております。

○神谷信之助君 これは私は、そういう事実で立件をされたのは、詳しく事情を調べたらわかりま

した。

それはどういふことかという、保安の係長さんが二人の部下を連れて立ち入りしたわけですね。それで女の子にも、あなたがそんなところにおつたら接待になるよと言つて注意し、指導をされたんでしょね。ところが、お客の六人が飲んでおられるわけ、お客さんの方は酔っぱらっているから、たまたまその係長さんの頭がはげっていたのだから、はげちゃん、何を言ふかと言つてやめたわけだ。警察官に対してやじつたわけだ。それで口論になったわけ。だから、その店の者と口論しているんじゃない、酒を飲んで大分酔っぱらっている客と口論をしているの、これはもうただでは済まぬと、こう言つて帰つて、そして改めて署に呼び出された。その経営者は女性ですから、始末書ぐらいたらうと思つた、それをやらせたのは初めてですから、ところが行つたらそうじゃなしに調書をとられた。

先ほど言いましたように、四回来ていますね。一回目はカウンターのうちにおつたわけだ。二回目に来たときはカウンターから出たところに行き当たつて、カウンターから出たかぬよと言われて終わったわけだ。三回目に来たときは、そこに働いている従業員の女性が自分の親戚の者を連れて映画を見に行った帰りに客として来たわけだ。客として二人で飲んでた。そこへ来たから、これはきようは休みで客として飲んでいるんだと言ふ。それで四回目に来たときに、その女の子がおるものだから、客と違つてないかということに重なるわけだけれども、警察官の方は、もうあれは客ではなしに接待をしておつた、こゝろをなすわけだ。いかに抗弁をしても、今なお逃げ口上を言うのか、こう言つて大きい声出されるから、これはもう警察と余りけんかしたら損だと言つて調書に判こ押した。それで略式二万円になり、そして今度は聴聞になつて五日間の営業停止と、こゝろなつたわけですね。

先ほどもちよつと言いましたけれども、学校の先生でも、警官が来て授業中であつてもどうして

も連れていくと言われたらよう抗弁できない。指紋をとると言つたら、十分にちゃんとそれなりの了解を得てやるのかい、これはしないわけだ。まして客細な業者のママさんが警察へ一人呼び出されて、はげちゃんと言われた腹いせもある、ぎやあぎやあ言う。大きな声で言われたら、もう下手に絡まれたらなんかなら商売ができぬようになる。業者というのはそういう点で弱い立場ですからね。そういうことになつてしまふ。だから何回か、先ほどお見せした西陣署のような警告をし、指導をし、それを受けましたというやつが重なつてやつたら、これは客観的にもはつきりするし、あるいは現に入つたらわいせつ行為をやつておつた、これは許しはせぬと、これだつたらわかりますよ。悪質だと思ひます。たまたま座つておつたからというだけで、しかも、自分がそうやつて――まあ、それは人間だれでも自分の肉体的欠陥を指摘されたら頭にきますからそれはわかりますけれども、だからといって、それで立件をして処罰するというのはこれは行き過ぎじゃないかといふように思ふんだけれども、これどうですか。まあ早くに、行かぬ前に我々相談受けたら、そんなもの簡単に行くや、うっかり警察へ行つて判こ押したらいかぬよ、事実と違ふ点は断固拒否したらいんだと言ひます。場合によつてはつていつてあげないかぬと、こゝろ思ふわね。だけれど、まさかそんなのじゃなしに始末書ぐらいたらうと思つて行かれたら、途端にそうやつて、もうこれはいかぬといふことになつたんだね。

この客細な、しかも母子家庭とかそういう業者の多い料理飲食業ですね。いわゆる飲み屋と言われるところで警察官というのは物すこいこわもてしているんですからね。実際に立ち入り権を行使をする。それが行政行為であらうと極めて慎重にやらないかぬし、立件をする場合でも慎重にせにやらないかぬしと思ふんです。この辺いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) 具体的なケースはちよつとわかりかねますので、一般論でお答えをするこ

とになるわけですが、やはり警察が職権を行使しますときにはあくまでも慎重でなければならぬ。十分自戒してやらなければならぬと思ひます。そういう意味で、決して感情的に物事を処理するとかいふことがあつてはならないこととは当然でございまして、今後ともよくそういう点で指導をしてまいりたいと、かように考えております。

○神谷信之助君 そこで、私が今度この法案を生懸命勉強している中でちよつとわからぬのは、例えはお客さんに酒ついたら何でいけぬのか。何で風俗警察になるのか。ちよつとそれを教えてもらひたい。

○説明員(古山剛君) 何で酒をついたらいかぬのかというお話でございませうけれども、酒を単につぐといふだけでは接待に当たらないといふふうに私ども考えております。

○神谷信之助君 じゃ、横へ行つて酒をついてもいいわけね。酒つぐんだ、酒つぐのに立つたままでは接待に当たらないわけだ。それなら、お客さんは、それで、ついで、できるだけ余計飲んでもらわなければもうけ少ないんだから、余計飲んでもらえるように話をするわね。構わないでしよう、それは。

○説明員(古山剛君) 単に酒をつぐといふことだけでは接待にならないわけだ。さういふわけだけれども、客の傍らにはべつて、そしてついでにいろいろは談笑して話し相手になるとかといふような一連の行為があれば、この「接待」の定義で言ひますとこの「歓楽的雰囲気醸し出す方法により」客をもてなした、こゝろになるわけだ。さういふことです。

したがつて、この辺のところは通達で明確にしなければならぬわけだ。さういふわけでも、ちよつとその横におつて酒をついだといふ、その辺の程度では接待にならないといふふうを考えております。

○神谷信之助君 酒ついで談笑して何で風紀の紊乱になるのか、ちよつと教えてくれ。

○説明員(古山剛君) 接待行為を行つた場合に、それが直ちに風紀の紊乱といふふうには考えてないわけだ。さういふわけでも、接待といふものが営業として行われる場合には、やはりそれがさらにそのまま放置しておきますと、警察の適切な行政指導とかあるいは業者の自覚といふようなものなしにさういふことが常時行われるということになると、風紀紊乱に移行するおそれがあるといふことで、許可対象営業として必要な規制を行うといふことにしているわけだ。さういふことによつて業としての健全化、業務の適正化を図つてまいりたいといふふうを考えている次第でございませう。

○神谷信之助君 それがわからぬのだ。風俗営業で「接待」とか何とかいふのは、例えばアルサロだとかいって横へ座つたりするとかいろいろな、まあキヤバレーとかピンサロとか、それならわかる。しかし、普通の割烹料理屋が、これは風俗営業の許可を持っている。業者も入つてくる。それで、業者を呼んで一緒に酒を飲む。それは構わぬ、それは。こつちの料理飲食業の方は、その女性がついていたり談笑したりしたら、おまえ接待やつと。さうしたら風俗営業の許可を取れ。何でとらなけりやいかぬのか。風俗営業の許可を取るといふことは、さういふ構造を野放しにしておいたらわいせつ行為や風紀の紊乱になるおそれがあるから、風俗営業を一定のものを決めて、そのかわり接待はよろしい、しかし構造はこゝろしなさいと、こゝろなつて行かぬわね。しかし、料理飲食業の方は、接待しても何でわいせつ行為になるのか。向かうところは座敷があつたり、いろいろなことがある。それはどこかで風紀紊乱の行為が起るかもわからぬと仮にさうして、こつちの方のスナックとかこのカウンターでちよつと四つか五つのボックスがある、そこで横に座つて談笑しながら酒を飲んだら、それは接待だ。接待するのだったら風俗営業の許可を取れ。それで、おまえのこゝろの構造はどうだ。あんな構造で何がわいせつ行為ができる。風紀の紊乱が起る

んだ。勝手にお客さんが来て、示し合わせておいて風紀の紊乱やらなら、それは知らぬ。みんなが見ておるところじゃないか。

この法律で言っているのは、風紀の紊乱が起これらぬように、そういうものをするためにやっているわけでしょう。なら、料理飲食業者が酒飲むのにこうやったらいかにぬというの、そうやったら風紀の紊乱のおそれがあるというのはどうしてもわからぬ。なぜいけないのか。もう一遍ちょっとそこをちゃんとしてほしい。

○政府委員(鈴木良一君) 先生の御質問の趣旨が私どももちょっとわかりかねる点があるんですが、要するに風俗営業といふのは接待行為等が伴うんで、そういうふうな問題が生ずるおそれがあるというところで風俗営業にしておるわけでございませう。接待行為という形と同じことが飲食店で同じように行われるということになれば、同じようなことが言えるわけでございまして、一方は風俗営業に入るけれども一方は外すんだというの、これは非常におかしな形になるわけでございまして、あくまでもそういうふうな接待ということが行われるか行われなかが風俗営業のメルクマールであるわけでございまして、それが料理屋で行われようと飲食店で行われようと、それは同じことである。

構造、設備のお話がございました。もちろん構造、設備の問題もありますけれども、やはり現に飲食店等で卑しい行為まで行くものもございませうし、実際にそういうふうな売春等が行われるものもありまして、そういうふうな問題というのは飲食店でもかなりあるわけでございませう。それはなぜかと言え、今申しましたように、そういうふうな接待からさらに進んでそういう状況になるというものがあるわけでございまして、それを飲食店ならば接待はいいんだと、しかし料理屋ではだめだ、こういう分け方はこれはやっぱりこういうもの立て方として大変おかしいことになるんじゃないか、かように考えておるわけでございませう。

○神谷信之助君 いや、法律というのは現実の社会に適應せにやいかん。ストレス解消、疲れをいやすために飲みに行つて、我々たまに安いところしか行かぬからしょうがない、そこへ行つて、そしてとまり木に座つて飲んでおる。そこで酒をついでもらつたりあるいは談笑する。憂さを晴らす。そして、それは接待だ。もしそこへ立ち入り来たら、現認者でおまえも証人になれというふうなことになるわけだ。それだったら、あなた、飲み屋へ飲みに行く意味はないものね。家へ帰つて嫁さんとやつとたらしいです。だから、大体生活の実態と合わせ、無理があるのと違うか。これはどうなんですかね。私はどうもわからぬです、ここ。

○政府委員(鈴木良一君) 結局、接待というものがあつかないかということの解釈だと思つてございませう。今の先生がおつしやつたように座つてゐるだけだという状況ということになりますと、それは当然ない場合もありますし、うしろ、当然の場合もある。それは、あとそういうふうな飲樂的な雰囲気を出す方法があるかないか、要するにそういう積極的な行為があるかないかという判断がどうしても必要でございませうから、そういうものがあるかないかという判断でございまして、そういう行為がある以上は、それは飲食店でやろうと料理屋でやろうと、キャバレーでやろうとそれは同じことにならざるを得ない。それはそれでない、やはり料理屋でやればそれは風俗営業だ、そうでないところのそれはそれでないんだ、こういうことになりまして、やはり公平性というものを害することになるわけでございまして、結局、それぞれの店で接待が行われれば、何もやるなということじゃないんで、風俗営業という許可をとつていただきたいということを申し上げてゐるわけでございませうから、決して悪いの場を奪うなという考え方を、そういうやばな考え方を持つてゐるわけでも何でもありません。それで、それはやはり公平な立場で、そういうところで接待が行われるならばやはり風俗営業の許可を

とつていただくという、そういうことになるんじゃないかと、かように考えております。

○神谷信之助君 自治省、あれ風俗営業にやつてしまつたら料飲税の免税点というの適用されぬのでしよう、どうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 料飲税におきまして免税点が適用になりますのは、飲食店等における飲食の行為が適用になるわけでございまして、いわゆる遊興を伴う行為につきましては適用にならないわけでございませう。したがしまして、料理店とかバーとか、そういったところでは免税点の適用がございませう。

○神谷信之助君 だけど、料飲業者のところに、これは免税点の適用対象になるかならぬかというので、点数制で何点以上あったら免税点の適用にせぬというような調査をやつたりしている界があるでしよう。この辺はどうですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 御指摘のように、県によりましてはそういう実態につきまして、点数などによりまして調査をしておるといふ事例があるようでございませう。

○神谷信之助君 この料飲税における遊興とか接待という定義というのはどういうことになつていますか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 「接待」の定義でございませうが、料飲税におきましては、接待というのは酒間のあつせん、歌舞音曲その他興趣を添える仕方等で客にサービスを行う、こういうことを指しておりまして、単に配せんとかあるいは食事の世話を行う程度、こういったものは接待には当たらない、こういう解釈をいたしております。

○神谷信之助君 それは風俗法の接待の解釈と一致しているのか、違ふんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 今度の風俗営業等適正化法案による「接待」とは、客に遊興または飲食をさせるため「飲樂的な雰囲気を出す方法により客をもてなすこと」といふ、と、こういう定義でございませうが、料飲税における接待と類似の内容を持つものであるというぐあいに理解されます。

れども、これは運用の実態を見なければ正確な比較は困難かと存じます。

○神谷信之助君 それから、ちょっとついでに厚生省見えていますか。――それじゃ後回しにしよう。

それから、深夜の営業の場合は遊興したらいかぬ、こういうんですな。それはなぜですか。

○説明員(古山剛君) 客に遊興させる行為の規制でございませうけれども、深夜飲食店というのは、深夜という風俗上問題が起きやすい時間に現実には多くの酔客相手の営業となつてゐるわけでございまして、接待とかあるいはそれに類似する行為が行われてエスカレートすることによって風俗上問題が生ずるといふことを防ぎまして、あわせて酔客が叫声を上げる等によって周囲の清浄な風俗環境を害することを防止するために、そういう静かにといひますか、遊興の禁止といふことを設けてゐるわけでございませう。

○神谷信之助君 簡単に言うたら、夜の静かなときに近所に迷惑をかけたらいかにぬということですか、難しいう言われるけれども。

○説明員(古山剛君) 大体そういう趣旨でございませう。

○神谷信之助君 それじゃ、このごろはちゃんと防音装置というやつも大分できておるんだから、外へそういう騒ぎ、音が漏れぬようにしたらいいか。

○説明員(古山剛君) 深夜における飲食店で遊興を禁止しておりますのは、周囲の清浄な風俗環境を害することを防止するといふことでございまして、先ほど静かに云々といふことで、大体そういうことだと申し上げましたけれども、音の規制だけで済むというものではないといふふうに思ひます。接待をする許可営業といふものが午前零時以降営業できないといふことで、そういう考え方に立つて今度の規制でも考えておるわけでございませうけれども、やはり深夜飲食店についても、やっぱり周囲の清浄な風俗環境を害するといふことを防止するためといふことから考えますと、やはり

単に音を出さないというだけの問題ではなくて、やはりその風俗上の問題からいろいろと考えなければならぬということである。今回の規制にしたわけでございまして、これは現行法のものにおきましても、各県の条例で、深夜飲食店につきましては「営業所等、ダンス、ショー、楽器による演奏、競技その他興行の類をし、又は客にこれらの行為をさせないこと。」というふうに定められておりまして、改正案につきましても内容的にはこれと同じであるというふうに考えているわけでございまして、今回新たにそういうような規制をしようというふうなものではないわけでございします。

○神谷信之助君 今のお読みになった現行法の条例、それは結局音ですな。音が外へ漏れぬように、そんなものをやるなよ、騒がしくするなよと。だから音の出るような、騒ぐようなことはしなさんなというものが現況でしょう。

それで、私の言うのは、このごろは騒音防止条例その他いろいろ出てきて、騒音なんかについては非常に大きな不満があるから、防音装置をつけるとかいようなことをやっているところもある。だから、音ですから、仮にそんな楽器とか機械を使わなくても、酔っぱらって声が大きくなって、ワアワアとなるということもあり得るわけだ。それともかぬということなのか、それはいいということなのか、どないになります。

○説明員(古山剛君) この風営法の改正案も業者に対する規制でございまして、たとえ防音装置をつけたりいたしまして営業音というものを外に出ないようにはいたしまして、やはり酔客が帰るときに、外へ出てきていろいろ騒ぐというふうな、そういうようなこともございします。防音装置で中の音が外に出なければいいんではないかというわけにはまいらないというふうに思います。

○神谷信之助君 飲んでるうちに酔っぱらって、帰ろうと思つて門出てから大きな声出しおつたその責任まで業者は持たなならぬのかな。仮に中では静かに飲んでおつても、出てから、わあつとやりおつたと、そんな救生はないやろと思うがな。

どうなのか、今の話はわからぬな。

○政府委員(鈴木良一君) この深夜の遊興を禁止するというのは、やっぱりあくまでもこの法律は、そういうふうな営業者に対しての規制でございまして、客が騒ぐということについては営業者に責任をとれというのとはなかなか難しいことでございしますが、そうならないように持つていくというのが、やっぱり営業の仕方だと思ひます。そうでない、客がやるからしやうがないんだというこゝとになれば全部しやうがないことになつてしまふわけですから、やっぱり営業者というものは、そういうふうな形になる蓋然性が大変強いということがあるものに対しては、そういうふうな形にならないように努めていく、それが営業というもののやり方じやないか、かように考えておるわけでございまして、その物の考え方は現行法をそのまま踏襲しておるというものであるわけでございします。

○神谷信之助君 だから私は、現行法自身にも問題があると思うから、現行法を踏襲しておろすと、少し今日の状況では、この風俗営業法全体を見直す必要があるんじゃないか。あなた方は性産業が増大をしたということと立法当時からいふたら情勢が変わつてゐる、こうおつしやるならば、制定をされた二十三年当時からいふたらもう今は大きく変化をしてゐるわけなんで、そういう意味では、接待とか、あるいは深夜の遊興が何かについても、今の情勢、状況で考え直さなきゃならぬ問題があるんじゃないかと言つてゐるんですよ。

だから、特に私は、保安部長、飲む打つ買うを對象としてゐるんですよ。打つ買うはわかる。飲むのが何で對象になるのかと思つて、私は酒好きだから余計気になる。うっかり氣來し飲みな。酔っぱらつて出てから、大きい声出してたらいかぬわけや、道へ行つて。何も若山牧水みたいに、酒は静かに飲むべかりけりというて黙つて飲んでゐるのが好きな人もゐる。しかし、私らはやっぱりおもしろい方がいいわけや、憂さ晴らすのだから。何でそれがいかぬのや。何でわいせつ

行為になつたり、風紀の紊乱になつたりするのや。みんな楽しく飲んでるんだからいいじやないかと、いふように思ふんだけれども、その辺をちよつと考へ方を聞かしてもらいたい。

○政府委員(鈴木良一君) 社会実態もいろいろ変わつてゐるんじゃないかというお話がございしました。確かにそういう点もあると思ひます。したがいまして、今度の法律は従来よりも深夜の酒に対して緩和をしてゐるわけなんです。それは、従来は主として酒を出す店というのは十二時でもつてやめなきゃいけないという形になつておるわけでございします。それを今度は、主として酒類を提供する店でも一応やつてもいいですよという形にしておるわけなんです。そういう意味では社会実態に合はしておるというふうに考えておるわけでございします。しかしながら、やっぱりそれは風俗環境を維持していくということの要請も当然充足していかなければならぬということがあつてございまして、やはり深夜というものはどうしても風俗上の問題を生ずる余地というものが大きいと思ひます。

そういうことから、従来のやり方をその面では緩和しながら、例えば酒類提供店につきましても酒類提供飲食店にいたしまして、住宅地等ではこれはやはりそういうふうな環境を乱すという問題もあるんで、その点は少し場所的にも考えていかなきゃいけないというふうなことを含めながら、そうして今言つた風俗上の問題も防ぎながら現在の実態に合はして、そこら辺のところをひとつ御了解いただきたいと思ひます。

○神谷信之助君 戦後我々が若い時期よく何軒もはしごして徹夜で飲んだりしましたけれども、本当に深夜まで飲み歩くというのは奨励すべきことじやないという氣持ちは持つておるわけで、それは飲みたい人もゐるからそれはよろしいわ。

それで今度は、今おつしやつたように、時間を延ばしましたよ、緩和したんですよ。緩和したことはいいけど、黙りこくつて飲めというふうな

そんな救生な話はないと言つてゐるんです。限度があるだろう。だから住宅地域、そこではそれなりの御近所からもいろいろ意見出るでしょう。それはその中で自主的に話し合つて、どうしようように対処するかというのをやればいいと思ふんです。それでもなをしない場合、これは例えば騒音条例とか迷惑条例があるわけでしょう、警察にも通報して何とかしてくれと、こうあるでしょう。そうすると警察が中へ入つて調整をしてあげるといふようなことも今まで事例があるでしょう。だから、そういうのはお互いの社会生活やしていく中で処理できる問題だ。それをやかましく言うなと言つて、声出したら違反だと言つてくるといふのは、これはまさに権力的な取締行政以外の何物でもない。だから、打つ買うはちゃんとやりなさいよ。飲むまでがやがや言ひなさんな。飲んだ上で打つたり買つたりすることに発展する条件はあるかもしれない。それは打つたり買つたりしたところをやつたらいいんだよということじやないんですかね。

○説明員(古山剛君) 今回、飲むということについて、従来は深夜、夜中の十二時以降は、主として酒を提供する店というものは、これは各県の条例で禁止されておつたわけでございしますけれども、今回それを認めることにした。ただ、届け出をしていただくというふうなことに、一般的にはそのようにしたということと、一般的に、ただ、従来から主として酒を提供する店でも遊興とか、それからダンス、ショー、楽器による演奏とか、それからその他の興行の類をしたりさせたりしないというふうなことの精神を受け継いで、「遊興をさせないこと。」というふうにしてゐるわけにございまして、この遊興というのは、要するに客に対して飲食とともに遊び興いさせないということを求めているわけでございまして、単に音量のことだけではございません。

それから、これも申し上げるまでもなく御承知のことと思ひますけれども、深夜において遊興させないことというにつきまして、これは、

これに反するようなことがございまして罰則の適用はないということを念のために申し上げておきたいと思ひます。

○神谷信之助君 念のためにと言われると、罰則の適用はないんだからやってもらつて結構ですよという意味かな。そうなるでしょうが、とにかく深夜になったら本でも読みながらでも酒飲んでおれというようなことになつてくるわけでしょう、接待はいかぬのだし。だから、三人でも五人でも友達同士で静かに話してやつてゐるが、一人だつたら本でも持つてきて、本読みながら飲みなさいと。そんなことで酒飲みに行くんじゃないんだからね。楽しみに行くんですよ。そうすると、そこにおるママさんにしる女性従業員にしる、世間話をしたり、おまえも一杯飲めやというこゝになつたりする。別にそれが何でいかぬのか、何で風俗の素乱になつたりするのか。これどうなんですか。

大体二十三年当時この法律ができた。そのときは売春と賭博に着目してこの法律をつくつた。當時は戦後の混乱期で、我々もそうだったけれども、将来の展望がまだはつきり持てない時期であるし、進駐軍の占領軍が来て、我々の風俗とは全く違ふアメリカの風俗というのが入つてくる。それで、米軍と日本女性とのいろいろな売春の問題も起こつたり、そういう中で赤線地帯ができてきたり、そういう風俗の素乱というのがある、それをなにするために風俗営業というものを規制をし、料飲業と区別をする。だから、遊廓地域とか赤線地帯とか、そういうところ辺に風俗営業法というのは当初はずつと着目してつくられていく。いわゆる売春の場所を提供することのないようなそういう方向でずつと生まれてくるというのが出発点ですよ。違いますか。だから、その点でいくと今はうんと違つてきているんですよ。売春防止法ができたけれども、単純売春は罪にならぬ。だから、あつせん売春とか仲介とかあるいは管理売春、これをやられるとなかなかつかみにくい。だから、私は大分情勢が変わつてきているんじゃないかと

思ふんです。

例えばマージャン屋だつたら公開になるわけでしょう。幾つかテーブルがあつて、そこでマージャンやつてゐる。そこで公然とかけマージャンやるわけはない。かけマージャンをやるといふのは、そんなところで公然とやらぬ、別のところへ行つてしよう。一番安全なのは、この間も言つた警察署長の官舎ですよ、これ一番安全だ。そこは捕まらないんだ。だから、この辺のところは、風俗営業法の対象になる風俗営業あるいは関連営業の対象になるものというのとは今日の情勢でもつと整理をせなにかぬのと違ふかということですよ。そういうふうに思ふんだけれども、この辺見解はどうですか。

○政府委員(鈴木良一君) 飲むという問題をどう考えるかということになるんでございすけれども、現実にはやはり深夜飲食店等は風俗上の問題をはなれり起してゐるわけですよ。そういうふうな飲むということから売春、わいせつというのに移行してゐるものもかなりあるわけでございます。昨年のデータでいきますと、深夜飲食店で売春だけで百八件というふうなものが行われたといふこともあります。そういうことで、やはり飲むということからエスカレートをして性の問題等に行くといふこともあるわけでございます。その点はやはりしっかりと見ていかなければならない問題であらうといふふうに考えられます。

さらに、深夜飲食店というものが昭和三十四年のときに、御存じのとおり改正になりました。少年の問題等もありまして、そういうものも入つたわけでございますけれども、やはり現在の法律は環境の問題、正常な風俗環境という問題もあわせてやつぱり考えられてきておるわけでございます。そういうふうな問題をあわせて考えますときに、飲むという問題を全く野放しにすると、先ほども言いましたように、むしろ今度の法律は緩和している、緩和しているから、それじゃ全部緩和しなさいということになるのか、それとも今申しましたようないろいろな問題点というものがあり

ますので、現時点では時間的には一応緩和をすけれども、やつぱり飲み方というものはそういう形で風俗上の問題を起さないようにやつていくということが必要になると、こういう判断でございまして、この点は先生と御意見を異にする状況になつておるといふことだと思ひます。

環境の問題でもつてあえて一言つけ加えますと、何せやはり昔と違ひまして、だんだん騒音の問題も大変大きな問題になつてきておるといふことも事実でございます。これは先ほど言ひましたように、店の中だけでなくて、やはり酔客が外へ出てくればそれはそれなりの周辺の環境に問題を起こすわけでございまして、これは自分の私的な経験になつて恐縮でございますが、私もそういうふうな盛り場の真ん中に住んでゐたことがありまして、けれども、朝の四時、五時ごろにならぬと静かにならぬ、そういう酔客が騒ぐといふような状況がやつぱり出てくるわけでございまして、それを現時点では防いでいくことも必要ではないかと、こういうふうな判断をしてゐるところでございます。

○神谷信之助君 ちよつとさつき厚生省さんおられなかつたので話を飛ばしましたので、ちよつと厚生省にお尋ねしたいのは、厚生省でやつてゐる風俗営業とそれから料理飲食業の区別は警察の言つてゐるやつと同じかどうかといふことと、融資制度についての違いですね、この二つについて。

○説明員(瀬田公和君) 先生の第一点のお尋ねでございすけれども、料理飲食店のうち風俗営業と取締法の対象になるものとその他の一般の飲食店といふものがあるわけでございまして、厚生省関係の法律に環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律といふのがございまして、この法律によつて各環境衛生営業について環境衛生同業組合といふものを組織するといふ形になつておりますけれども、風俗営業の対象になる環境衛生営業につきましても、社交業環境衛生同業組合、それから料理業環境衛生同業組合といふ二つの組織に大別されておるといふのが現状でございす。

それから、第二点の融資のお尋ねでございすけれども、現在私たち、環境衛生営業に對しまして環境衛生金融公庫の融資を行つてゐるわけでございす、一般的に申し上げますと、料金等から見て大衆的でない判断されるようなもの、例えば高級割烹でございすとか高級の会員制クラブでございすとか、そういったものはまた営業の実態から見て社会的な批判を受けるような営業、例えばストリップ劇場でございすとか特殊なラブホテルでございすとか、そういったものが該当すると思ひますが、そういったものに対しては環境衛生金融公庫の発足当初から融資は行わないといふことで現在まで参つております。風俗営業の許可を受けてゐる営業でありまして、スナックに類するような大衆的な飲食店につきましてはこれは融資をするといふ形で整理をしております。

○神谷信之助君 大体スナック等、零細な酒類を提供する飲食店は、一種の生活の知恵みたいなもので、ぎりぎりのところで客にできるだけ来てもらひ、そして生活ができる、そういう状況をつくつてきてゐるわけですね。だから、全体としてそういう業者というのは夫婦でやつたりあるいは母子家庭で従業員一人かせいぜい二人ぐらゐのところが多に多い、そういうところですね。しかも、過当競争の中で景気が悪いから客も少ない、そういう状況の中で何とか生きていくために苦心慘たんしてゐる。そこへ行つたら、隣に座つて酒ついでり談笑したりしたら接待になるから、そうすると風俗営業の許可を取れといふ言ひ。しかし、なかなかこれは風俗営業の許可一つでも簡単には取れないですね。許可申請するのに二十万ぐらゐる要るでしょう、たしか。全体いろいろな構造から何から全部つくりなさいかぬですからね。見取り図だけはいかぬですからね、あれは。だから大体二十万ぐらゐる要る。今はそういう程度だつたら融資してあげるといふ話だけれども、大体風俗営業になつたら融資はしてもらへんと、こういうこともある。零細なそういうやつだから免

税点もある。ところが、これが風俗営業だった。そういふものはもちろんなくなる。だから、なかなか、そう簡単に言うけれども、業者の方にとつたら、実際にそれで生活をしている者にとつたら、これは大変なことなんです。

先ほど、私はわからぬのだけれども、料理飲食業で売春違反が百何件あったという話でした。そうすると、これはその店でやりおるの、店でやった現場を捕まえたというわけ、どういふことなのか。

○政府委員(鈴木良一君) 先ほど私が申ししたのは深夜飲食店でございます、これはほとんどが店内においてということでございます。

○神谷信之助君 大体、京都でも結局できぬで、あるいはサラ金の借金の対象になつて廃業する。そうすると、その権利を暴力団が継いでいく。そして、そこで表面は商売をやっているように見せながら、実際はそこで管理売春の巢になつていくとかいふのが出てきます。そういうのが集合ビルとかいふのか、その中に一軒出だすとだんだんふえてきて、客筋がうんと悪くなつて、ほかのまじめな健全な業者も商売が成り立たぬようになっていくと、こういう状況というのが起こってくるんです。

だから、僕はそういうのはもつとびしびしやり、健全な業者が店を畳まなきゃならぬ、逃げ出さなきゃならぬというのをなくすというならわかるが、そういうところについて接待をしてはいかぬぞというもおかしなものだ。だから、著しく享樂的雰囲気をつくるとかいふようにもつとすれば、そうするとまた違つてきます。しかし、今のうちに物づくしく厳しく、ちやうど警官が立ち入つたら隣に座つておつたということとしてあつていくというやうな、そういうものとしてあの接待というのを見なきゃいかぬのか。だから、隣に座つてお酌をしたり談笑するというのはよろしい。あちらの方の接待、風俗営業の接待というものはもつと芸者も入れ、三味線も入れ、あるいは踊つたりダンスをしなるといふやつがあ

るでしよう。だから、それは接待というのとはわかる。しかしこつちの接待まで、そういうさきやかなというか、ありきたりの当たり前のもので接待という概念に入れないか、がなものかというのがどうしても抜けないというふうに思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(鈴木良一君) 接待になるかならないかということだと思ふんでございます、先生のお話は……

○神谷信之助君 だから、接待の内容をもつと変える。

○政府委員(鈴木良一君) 接待の内容は従来から判例等がございまして、それに基づいて今度の関係でもつて明確にしたわけでございまして、決して一つも変えてもいないものでないわけでございます。従来からこういう形でやつてきてございまして、これを明確にしてやつていく、こういうことでございまして、その運用につきましましては、先ほどから申しましたように、我々の方も厳格に運用してまいりたい、こういうふうな考えでおりますけれども、その点は従来の解釈をさらに明確にして、そうして通達、執務資料等で明らかにして、一線に徹底をして厳格な運用をしてまいりたい、かうに考えておるところでございます。

○神谷信之助君 もう余り時間がなくなつてきました、もう一つ、この改正案が仮に成立すると、新宿の歌舞伎町なんかの言われているところ、ああいうのはもう清潔な環境になりますのか。

○政府委員(鈴木良一君) かなりのものは対象になり、清浄化の方向に持つていくのではないかと、いふふに考えております。

○神谷信之助君 具体的にはどういふことになりますか、どういふ点が改善されるか。

○政府委員(鈴木良一君) 従来から対象になつておりませんでした風俗関連営業というものを規定の中に取り込みまして、この関係は何といひしても非常に厳格な地域禁止規制がかけられるというところでございまして、そういうふうな関係の運用の仕方によりまして、かなりのものが規制で

きるといふふうな考えられるところでございします。ただ、それは申ししましても、営業権その他の関係から、既存のものを全部廃止するというわけにはいかないわけでございます。そこで厳格な規制をかけて、そしてそこに違反があれば、悪質な違反があれば、それに対して、たとえ既に営業しているものにつきましても、営業廃止命令までかけられるという形でございまして、そういうふうな形で厳格な運用ができるのではないかと、かように考えておるところでございます。

○神谷信之助君 ちよつと時間が足らぬようになつて中途になりますが、もうちよつと済みませんが、現行法では、モーテルは既存のものであつても一年間猶予して、一年後にはだめ、こうなつていふんでしよう。今度はそれはなくなる、既存のものももう一切しやうがない。なぜそうなるのかという点についてちよつと聞きたいんですが。

○政府委員(鈴木良一君) モーテルの規制は、先にお話しのとおり、四十七年の改正で設けられたわけでございます、これは当時ワンルーム・ワンベッドというモーテルが大変流行いたしました、非常にその原因といふものがその営業の秘匿性にあると考えられたということから、問題のある地域では、これを改造してその秘匿性を解消すれば異性同伴客のための営業も引き続き営業を営むことができる、また、その改造も通常は軽微なもので容易であらうということから、営業の自由の問題あるいは財産権の保障の観点からも問題がないと考えて、一年間の経過措置期間が置かれ、そしてそういうふうな秘匿性の高い施設を禁止することにによりまして問題を解消しよう、こういうふうにしたものだといふふうに理解をしております。

ところが、今度の改正案ではむしろ四十一年のトルコぶろと同じ方式をとつておるわけでございしますけれども、これは例えば今度のモーテルを例にとりましても、異性同伴の客のための施設でも営業そのものを対象としておるということで、対象が現行法に比べて非常に広がつておる。そこで、

営業を禁止いたしますと、ほかの営業に切りかえなきゃいかぬ、あるいはその場所での営業ができなくなるというやうな問題になる。そこで、営業者にこのような義務を課すといふのは、やっぱり営業の自由あるいは財産権の保障といふ問題から問題があるといふ形から、現行の先ほどお話ししました四十一年のトルコぶろの規制と同じ形をとつたといふものであるわけでございします。ただ、そういう方向をとりましたけれども、四十一年のときよりも強めておりますのは、そういうところで違反があれば、それは営業廃止処分までかけられるといふところまでいっておるわけでございまして、これは四十一年の方式をとりましたといふものの、さらに厳しくなつておるということでございます。

○神谷信之助君 今度きつくなつたといふけれども、その違反の事実を確認できない限りはいかぬわけでしょう。だから、結局警察に見つからぬやうにやつておつたら、いつまでもやれるわけですね。現に売春事犯なんかは、部長もしばしば言うように、なかなか立件するのは難しいぞ、こつ言つておられるわけでしょう。だから、これはどうも話が現実的ではないですね。今の答弁聞いていると、違反をすれば廃止処分まで今度はいくらされるのだといふのだけれども、名古屋地裁の判決が最高裁で支持されているけれども、あの愛知の豊橋のモーテル事件、あの判決に言うように、秘匿性、秘匿性、それと異性同伴客を対象にしてやつていふのに対して廃止処分をするといふのは合意であるといふ判例ですね。それで、賠償する必要もないといふところまできつと出しているでしよう。あの趣旨からいくなれば、一年の猶予期間を置いてやるのは可能じゃないのかといふふうに思ふんですが。

○政府委員(鈴木良一君) モーテルの場合には、先生御存じのとおり、現在の規定は、個室が個々の車庫に接続する、こういう形で秘匿性が問題だといふことになつたわけでございします。四十七年当時のモーテルの規制ができましたと

きは、ちよつと定かではございませんが、約三千五百軒ぐらゐのモーターがあつた。ところが、その後この法律が施行になりましてから、個々に車庫が接続するという問題が改造されて、実はこれは現在モーターというのは七軒になつてしまつた。これは一つには、要するに個々に車庫が接続するという秘匿性が前よりも緩和されたんだから、これはそれでもいいじゃないかという議論もあるかもしれないけれども、そういう何といひますか、今申しましたように、その時点ではそういうふうな形でカバーできると考えた。しかし、そういうふうなものが割合に簡単な改造でモーターでなくなつたという形に実はなつたわけでごさいますして、そういうものと今度の関係はちよつと違つたわけでごさいます。そういう簡単な改造で済まないという問題があるわけでごさいますして、どうしてもその点で営業の問題、財産権の問題といふものを考慮に入れなければならぬといふことがございまして、四十七年のような方式がとれなかつた、こういう点を御了解いただきたいと思ひます。

○神谷信之助君　もう次に入ると時間がなくなりましますからもうなしますが、私はまだ今の答弁では納得できないので、あとトルコぶろ問題とも関連しますので、この問題はひとつ次回に譲りたいといふように思ひます。

○三治重信君　今度の風俗営業法の改正案は大改正なんです、これだけ風俗営業法を改正するならば、もう少し風俗営業といふものと風俗関連営業といふものを整理したらいふような感じがするわけなんです。

風俗営業の中にマージャン屋、パチンコ屋を入れて、そして浴場とかヌードスタジオとか、こういうふうなみな風俗営業的なものが関連営業といふふうになつておるわけなんです、それからまた、スロットマシンとかテレビゲームとかいふような遊技設備のものを風俗営業に入れた。これはマージャン屋、パチンコとの関連で風俗営業に入れたんだらうけれども、こういうふうな風俗営業といふものの業種と風俗関連営業との区別をもう少しひとつ整理した方が、後の規定なんかでもいろいろいいような気がするんです。

従来の慣例の風俗営業といふものと風俗関連営業といふものの延長をしているといふのは、それがそういう理由からもしねけれども、何かそういうふうな新しく両方を分けて入れておるんだけれども、その点、風俗営業と風俗関連営業といふものが、後の規制の強弱が違つてかわらず、実態的からいふと、風俗営業は非常に取り締まりが厳しい、風俗関連営業は若干緩和してある。しかし青少年の育成といふような関連から見ると、規制の厳しい方からいふと、やはりそういう異性を同伴する客の宿泊とか性的好奇心をそその衣服を脱いで人に見せるような営業とかいふようなのは風俗営業になるような気がするんだけれども、その点のいきさつといふものと、それからもう一つはこゝに残つておる喫茶店やバーで照明が十ルクス以下とか、喫茶店、バーで五平方メートル以下の客席を設けて営むもの、こういうふうなものは時代おくれの営業になつて余りこんなのははやらぬようになっておるんじゃないかと思ふんだけれども、そういうのがどうも整理が足らぬような気がするんだが、どういふ関係になつていふか。

○政府委員(鈴木良一君)　私どもは、風俗営業といふものと風俗関連営業とを截然と区別したといふふうにごさいます。風俗営業の方は、従来から一号から七号まであるわけでごさいます。今お話しのように、低照度の喫茶店とか、それから狭い囲う喫茶店でごさいます。こういうものは確かに数は少なくなつておられますけれども、現在も残つておるということをごさいます。いかにいふと形で残しておるわけでごさいます。が、いずれにいたしましても、一号から七号まであります営業といふものに加えて、これは当然のことながら、それが適正に行われれば健全な憩いなり娯楽を国民に提供するものであるといふ考え方であるわけでごさいます。そういうふうな問題がやはりゲームセンター等にも起きておる。適正に営業していただくという角度からゲームセンターは風俗営業の方に属していただくということにしたいわけでごさいます。

逆に風俗関連営業の方に属しましては、これは従来から浴場営業の關係あるいは興行場の關係が一部、それからモーターの關係が一部といふふうに入つておりましたのを一括整理しようといふ形で、性に關係のあるものをこゝでもって整理をしたといふふうにごさいます。大変何といひますか、片一方の許可営業の方が厳しくて、風俗関連営業の方が緩いじゃないかといふ御指摘もあつたわけでごさいますけれども、実は私どもは、風俗関連営業といふのは大変厳しい規制であるといふふうにごさいます。それは地域の禁止規制といふのが大変ある意味で厳しいものである。現実にいろいろ条例がございまして、そういう地域規制の条例が現在でもあつたわけでごさいます。が、やはり非常に営業する場所が限られるといふことになつておるわけでごさいます。そういうふうな営業の場所が限られるということがやはり一番厳しい規制ではないか。許可営業の方は必要な条件を満たせば、それは法規裁量として、裁量裁量としてこれは認めていくといふものでございまして。

そういうものに反しまして、一定の地域では営業ができないといふ、むしろその一定の地域がだんだん広がつて、逆にもう一定の地域だけしか営業ができないといふことは一番やはり厳しい規制ではないかといふふうにごさいます。そこでも違反があれば廃止命令までかけられるといふことになるわけでごさいます。一たん廃止になりまして、それからもう永久にその形では復活できないといふ規制は何としても一番厳しい規制ではないか。そういう意味で、風俗関連営業といふものを厳しい規制のもとに置きながら見ていく、こ

いうふうなスタンスに立つてまとめたいものでございまして。

○三治重信君　営業地域の規制が非常に厳しい。それは一つの非常に特徴であるわけなんです。

そこで、風俗営業に取り込んだスロットマシンとかテレビゲーム、その他遊技施設、遊技設備についての問題で、こゝでは「国家公安委員会規則で定めるものに限る」といふことだと、国家公安委員会が決めない遊技施設、遊技設備といふのはいいわけなのか。その他の遊技設備といふのも、国家公安委員会規則で決めないようなものはいないのかといふことと、それから「を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。）」とありますが、旅館とかその他ほかの営業で随伴してこういうスロットマシンとかテレビゲームその他の遊技施設を客に供するやつは除く、こういう解釈でいいわけですね。

○説明員(古山剛君)　八号営業のところ「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそのめるものある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)」といふことでごさいます。したがしまして、スロットマシン、テレビゲーム機も含めて国家公安委員会規則で定めるものがいわゆる許可対象の遊技設備で、そういうものを置いてやつておるというものが一応許可対象のゲームセンター等になる、こゝにいふことでごさいます。それから「旅館業その他の営業に供し」云々と、こゝにいふことでごさいますけれども、区画された施設といふのは原則として入るといふことでごさいますけれども、その括弧書きの中を除く、その除くものについてはこれは政令で決めていく、こゝにいふことでごさいます。

○三治重信君　具体的に聞きますが、「スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備」といふのは、オートレストランのアーミューズメントマシンと書いてあるのだが、そういうのは国家公安

委員会規則で定める遊技設備になるのかどうかというものと、もう一つはオートレストランの一面でこういう設備をしてあるやつはこの政令で定め除く部類に入るのか。

これはオートレストランという業種の説明は、全日本オートレストラン協会というのがあって、これは割合にしっかりした企業が経営をしている。そして全国の主要な道路に長距離トラックの運転手さんの休憩場所としてオートレストランをつくっている。その特徴は深夜二十四時間営業だから人を置かないで、みんな飲食や飲み物も自動販売機でやっている。だからオートレストランと言っている、そこへ長距離の運転手さんのほとんど全部と言ってもいいくらいだが、主として長距離運転手さんがそこへ寄って飲食をするのと、またひとつ休憩をする。そこへ、アミューズメントマシンというふうな書いてあるんだが、そういうものが置いてあって、遊んで、またそこで長距離にされてはかなわぬということなんですが、それはどういふこと。この適用除外になるのかどうか。

○政府委員(鈴木良一君) オートレストランというのは私も承知しておりますが、どうも営業の形態がいろいろあるようでございます。オートレストランに第二号第一項八号の国家公安委員会規則で定める遊技設備を設けている場合には、その形態にもよりますけれども、通常はやはり当該施設が当該遊技設備による営業のための店舗に当たるといふふうな考えられるものが多いようでございまして、こういうふうなところではやっぱりゲーム喫茶と同じように、賭博の問題あるいは少年非行の問題というのがございます。そういうことで、一般的には許可の対象になるものというふうな考えておりますが、ただ、法にありまじうに、遊技施設を備える店舗という解釈をいたしまして、非常に大きな店舗で、しかもオープンな状態で、しかもゲーム機がこの一面でしか置いていないというふうな、それ自体がゲーム的な営業と

言えないようなものでゲーム機が附置されておるというふうなものにつきまして、それまでそこにある「備える店舗」というふうな読むことはないんではないか、というふうな考えをしております。この点はまたよく運用基準を統一するなり、また業者の皆さんの御意見も聞きながら、過度の負担を課すことのないように検討をしてみたい、かように考えております。

○三治重信君 その許可の対象業種に新しく加わるのかどうかというのが一つの関心なものと、もう一つは、これは二十四時間営業をやっている。そうすると、深夜の営業時間の制限に、もしもこれが許可対象になると、ひっかかってしまふわけだから、そういうので、どちらかにひっかかるかとオートレストランの機能がなくなってしまうわけなんです。だから、ここですぐ結論を言っても難しいです。したがって、これは全日本オートレストラン協会というふうにしっかりしたものがあるわけだから、そういうものを呼んでもらって、その実情を資料も非常に詳しく書いてあって、協会の名簿もあるし、それからいろいろ定款もあるし、それから風俗営業ではない、そういうふうな思われちゃいかぬように、いわゆる地元青少年健全育成推進協議会との覚書とかいうようなものもいろいろ配慮してやっているわけなんです。これはひとつ、そういううまい長距離運転手のレクリエーションセンター、それから飲食を兼ねたものなんです。こういう風俗営業としないように、ひとつぜひ何でも取り囲んで許可の対象だ何だと言わぬで、できるだけ外すように、そういう風俗営業みたいな中身でもそれは青少年の育成強化や、風俗的なものに余り興味がないうちに営業をしているという業種についても、何でも取り囲んで風俗営業だと、こういうふうにしないうようにひとつ配慮してもらいたいと思っております。

これはまた僕も実際の運用についてのやつはトレースしますけれども、そういうことで一つ問題を提起しておきますから、よろしくひとつお願ひ申し上げます。

それから、風俗営業の許可制で、一般の許可制は何年なんですか。二条七号のものだけ、マージャン屋やパチンコ屋だけ許可期間が一年と法律は書いてあって、ほかの風俗営業の許可期間というものは何も書いてないわけなんです。同じような許可手続をとっているが、マージャン屋、パチンコ屋だけ何で一年というふうにはっきり書いて、その他ののは許可期間というものが何年と決めるのか。もしも何年ないわけなんです。それは何で決めるのか。もちろん許可の条件で決めるのでしようが、これは、どの営業は何ぼ、どの営業は何ぼというふうなやっているのか、それとも許可の申請の申身によってこれはちよつと一年にしておこう、これはしっかりしているから三年でいいとかいうふうな決め方をやるのか、どうですか。

○政府委員(鈴木良一君) 許可制度の更新がありまして、これはマージャン屋、パチンコ屋等の七号に係る営業に對します許可が一年になりましたのは、二十九年に地方税法の附則の改正等が入りました。いきさつというものが今日においても、状況はかなり変わっておりますけれども、やはりなお不安定な要素があるというところでございまして、そういうことで現在まで残っておりますというものでございまして。

なお、この点はずっと前の規定では短い期間になっておりまして、それが五十七年でございまして、たか、六カ月が一年に延びたというふうな経緯があるわけでございまして。そういうふうないきさつというふうなものがございまして、現在こういう形に残っております。今回はこの点について格別の改正をしなかったというものでございまして。

○三治重信君 そうすると、許可制でも後の風俗関連営業の届け出制でも一たん許可や届け出をし

たら、それについての特別な営業違反がなければ更新ということ、パチンコ屋、マージャン屋を除いては、行わないでいけると、こういうふうな解釈でいいわけですか。

○政府委員(鈴木良一君) おっしゃるとおりでございます。

○三治重信君 それから、名義貸しの問題ですが、風俗営業の部面にだけ名義貸しの禁止の規定があるわけなんです。風俗関連営業の禁止について、これは名義貸しがないのはどういう理由か。その理由は、これは取り締まりを強化する方だから余り言いたくないけれども、これは風俗営業においても風俗関連営業においても、結局資本主が営業停止とか禁止とかいうものを恐れるために、名義貸しが風俗営業ばかりじゃなくて風俗関連営業、ストリップとか、のぞきとかその他トルコとかいうのも、そういう実際のいわゆる営業主というものと資本主というものが違っている。だから、何遍営業停止をやっても資本主はちつと関係なく利益を受けられる。営業停止を食らう者はそれはそれなりに幾らでも人のかわりがある。

名義貸しの問題で風俗営業の方にはあるんだけれども、風俗関連営業の方にはない。しかし、むしろ風俗関連営業の方に、そういうふうないかがわしい風俗営業の方に名前貸しがあるんじゃないかと、こういうことを言われているわけなんです。その点はどうか。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗営業の方は許可対象業者というものが当然のことながらあるわけでございましてけれども、風俗関連営業につきましてもはむしろそうでなくて、実際に経営しているものに着目して書いておるわけでございまして。もともと許可とかなんとかという制度でございまして、でございまして、名義貸しという制度はなじまないというところで、むしろそうでなくて実質上の経営者というものに着目していうことと、そういうことではいけないという形でこの条文をつくっておりますので、したがって違反があった場合には、実質上の違反者、実質上の経営者というものが

に對しましてこの違反を問擬していくということになるものでございます。

○三治重信君　じゃ、この風俗営業の方でも名義貸しの問題は同じような規定でいけば、名義貸しの規定がなくたっていいわけです。実質上の営業者でやっていくといえ、風俗営業も風俗関連営業の方も業者の実質で規定していくということになれば、その区別は要らぬようになるんじゃないか。

○政府委員(鈴木良一君)　許可の方につきましては、これは許可業者を対象に法律は書いておるわけでございます。そういうことで、名義貸し問題というところが出てくるわけでございます。ところが、関連営業の方につきましては、例えばこのトルコぶろの書き方になりますと、「浴場の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業」というとらえ方をしております。こういう形で実質的な経営者というものをとらえていくことができると、かように考えておるものでございます。

○三治重信君　佐藤さんのきょうの午前の質問のときにも、通産省とおたくとの協定の中で十分書いてないというようなことで非常に不満が出たわけなんですけれども、この営業時間の除外、「その他の特別な事情のある日として条例で定める日」にあつては、午前零時以後においてその定める時、これは条例に委任している。そうすると、条例だから各都道府県がやるのだということなんだけれども、これは風俗営業が今度各都道府県の条例から法律事項に規定を上げたのが多くなつてくると、結局この条例についても、条例の規定の仕方について一つの通達を出すことになるんじゃないか、こういうことになるし、あなたのところと通産省との協定もこれあり、ひとつ希望意見として、特定の商業地域などで住宅環境に直接影響のある地域を定めて、週休二日制の社会情勢の実際にかんがみて、土、日の二日週休制ということになると、金曜日の晩とか、それから祭日の前とかいう場合には、この業界としては営業時間を延ば

してほしい、これは今まで都道府県でやっていたからここで条例というふうにしてあるのだけれども、これはまた通産との関係でおたくの方もあつて、程度譲つてある事情もこれあり、こういう部分について、風俗営業だから一般的に十一時のやつを午前零時まで延ばしたからといって、余りびしゃつとやつてしまわぬで、営業に特別になるようなときには、そういう緩和規定というものを都道府県できちんと、せつかく警察庁の方でこういうふうに通達したならば、開放するともまたできるだけ広く開放する姿勢で臨んでほしいと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君)　「特別な事情のある日」と申しますのは、いろいろ支障はあるかもしれないけれども、若干社会的に許容されるというものであろうと、こういうふうな考えておるわけでございまして、その接点が一歩どら辺であるかという問題になるわけでございまして、通産省との関係でも、休日等の関係を定め得るというふうな書いたものでございます。それを一体どういうふうな運用するかという問題は、これから、今申しましたように社会的に許容できるかどうかという問題との兼ね合いだろうと思ひます。

そういうことで、そういうふうな休日におきましても、地域によりまして善良な風俗を害されることがある程度許容し得るという地域があるとしたら、そういうことを条例で定めるといふこともあり得るといふふうな考えておるものでござい

○三治重信君　だから、その条例で定めることもあり得るといふのは、結局おたくの方が地方へ、こういうことはこの限度において条例で定めてい

いという通達を出さぬことには条例が實際動き出さぬことになりはせぬですか。

○政府委員(鈴木良一君)　結局、そういうふうな社会的に許容されるかどうかということ判断して決めなさい、こういうふうな形で一線を指導することになろう、こういうふうな考えておるわけ

○三治重信君　そうすると、週休二日制だと金曜日とか、それから祭日の場合にはその前日とかというように具体的に示さぬで、今おっしゃつたような、許容される範囲でということと条例で決めるなさいという一般的な抽象的な指示で、實際は各都道府県の実情によつてある程度でこぼこはできてもしようがない、これは各都道府県の自主性に任ずると、こういうことではないわけですか。

○政府委員(鈴木良一君)　やはり条例の問題でございまして、地域の実情を判断しなければならぬと思ひます。したがって、こちらの方でもつて、いついふとかなんとかということを決めるといふのはどうもこの関係には適さないんじゃないか。物の考え方としてはこういうふうな考え方とこういふ考え方がある、これを地域の実情に応じて判断してほしいと、こういうことになるのではないかと、こう思つております。

○三治重信君　それから、許可の系統の関係なんですけれども、こういう系統が非常に統一化されたということになってくると、県内なりにも多数、複数が営業をやる、だんだん多店舗化が含まれてくる。そういうときにはこの多店舗を一括して申請をしていいの。もう一つつ営業所ごとに別々にやらぬとこれは許可申請にならぬのか。手続の簡素化ということが法案要綱にもうたつてあるんですが、そういうふうな二つの県を越えてのやつは国家公安委員会の方で許可せよというのちよつと行き過ぎかと思ふんですが、隣の県とかなんかのやつは別々でいいんだが、一つの県で三つ四つなり開店をしたい、そのために許可を一括申請をやるというふうなのは、その事務の簡素化上できるようなものかならぬのか。

○政府委員(鈴木良一君)　申請者の便宜を考えまして、先生が御指摘のような方向で、なるべく簡便な方法を検討してまいりたい、かように考えております。

○三治重信君　それから今度、管理者の問題なんですけれども、こういう小店舗や例えばオートレストランみたいな人が本当に少なくてやつていくような

のがあるわけなんですけれども、そういう場合には、その管理者が実際の営業者でもあるというふうな、重複というんですか、店の店長がすなわち管理者でもあり、また従業員でもあるというふうな解釈でやつていけるものか。

それから、小店舗の喫茶店とかいう場合に、ゲーム機を大きな業者が各喫茶店なんかへ、自動販売機と同じようにゲーム機を各喫茶店に二台とか一台とか置いていって、そしてその料金箱のかぎは業者が持つていくというんですね、店舗のそばへ置いていくやつは。だから実際上は、そういうような小店舗の場合には、遊びに来る人は管理するけれども、金銭上の収支とか何かというものはマシン業者が取りに来るというものはマシン業者が取るのか、喫茶店なり小規模の業者が取るのか、あるいはかぬのか。こういうふうなのはむしろ一括して、マシン業者がそういうゲームマシンを店舗に置く許可を取るのか、そういう問題が非常にあるということを知っているんです。

それから、そういう小店舗の機械とか何かというものは、機械の業者ばかりじゃなくて、機械の業者のまた下請の会社のものかもしれないけれども、とにかく置いていけるところの管理者はそのゲーム機について保守というか、維持する管理権はあるが、實際の収益権がない。それは上がり賃によつて分け前はもらえらるわけなんだろうが、そういうものについての何といふんですか、管理者の責任というものはどういふふうになるのか。

○政府委員(鈴木良一君)　最初の御質問の営業者が管理者を兼ねられるかと、これは可能だといふふうに考えております。そういう統括的な管理をするという形ができるのであれば可能であるといふふうに考えておるわけでござい

ます。それから、そういうふうな機械の置き方でござい

ですが、そういう問題について、ひとつ実際の基準の専門家と業者とよく打ち合わせることができると、基準というものがそういうものであると、あらうかと思ふ。

それからもう一つは、やはりここで遊技機というのはパチンコばかりじゃなくて、新しい機械が次から次へ、単にここに書いたスロットマシン、テレビゲームその他という遊技設備ということになつてゐるんですが、スロットマシン、テレビゲームというものがかりじゃなくて、通信機器や新しい遊技機というものが次から次へ技術革新に乗つて、私は新しい遊技機が出てくると思ふんです。そういう問題について、やはり新しいやつを抑えてしまふことがないように、新しい見本を出してきたやつについても、そういうものをできるだけ広くその新しい機械を認めるということに、二番目にはしてもらいたいということ。

それからもう一つは、同じ機械であつてもそこに一つの多様性を、例えばパチンコだと余計出る時間が十秒でいいのか十五秒でいいのか十三秒でいいのか、そういうようなのはやはり業者に聞くといふのが、その同じガラガラと出る秒数でも地域によつてお客の満足度が今までのやつで違ふと。だから、これを全国一律に十秒なら十秒、九秒なら九秒に制限されてしまふと、緩い、より多く出るところでお客さんが集まつてゐるところが、そういうふうには締められると一遍でお客がなくなつてしまふといふので、余り全国一律にそういうやつを決められてしまふと困る。まあ業者の勝手な言い分も若干入つてゐるかもしれない、若干入つてゐるかもしれないけれども、現実には各都道府県で認めてゐるやつに差があるわけなんです。そういうものをある程度各県で認めていて差があるやつは差のあるように多様性に認めていく。そうして統制するならば、あと日時をかけてやつていく。この点については非常に業界の方もどうなるかという心配があるといふのと、それから皆さん方もそれは言葉では回答しにくいといふ問題もあるかと思ふんですけれども、いずれにしても、現在の実際に行わ

れてゐる、現実に営業が行われてゐる実態というものについて余り変動がないように、ひとつ型式の認定というものをやつてほしい。

それから、新しくこれから日進月歩でどんどん出てくる機械についてはどうしように、それが営業として成り立つとか成り立たぬとか、射幸心をどうのこのうのといふことで、非常に余り抑え切らぬで、ひとつできる限り新しい遊技機も認めていく態勢というものをとつてほしいと、こういうことなんですが、いかがですか。

○政府委員(鈴木良一君) いろいろ御意見ございました。

最初の型式認定の基準につきましては、十分業界の御意見も参酌した上で適切な基準を作成してまいりたいと、かように考えております。

それからもう一つは、要するに技術革新というものに即応した認定をやるかといふようなお話であつたと思ひますけれども、私も当然これは技術的な革新といふのは大いに伸長すべきものだと思ひます。そういうことで決して技術革新を抑えるような認定をする必要は全くない、かように考えておるわけでございます。

なお、ちよつとお話で、スロットマシンその他のお話が途中で出ましたが、今この遊技機で申し上げておるのはパチンコの方の關係でございます。で、八号営業のゲーム機につきましては、もとも認定とか検定という制度はとつておらないわけでございますので、この点はちよつと補足をさせていただきます。

特に、技術革新に對しまして即応した認定を當然のことながらしていただくわけでございます。私どもの方はやはり著しく射幸心をそそのおそれになるかならないかといふところが一番問題なんではないかと、あとそういうふうな技術革新を入れた内容、あるいはおもしろさ、あるいはデザイン、そういうものを私どもの方が格別におし上げる必要は毛頭ない。あくまでも著しく射幸心をそそのおそれになるかどうかという判断でやつていくといふことであらうと思ひます。その範囲内で

多様性というものが認められていくべきものであらうと、こういうふうにご意見を申し上げます。私どもが今やつております実態を變動させていくという考え方は、大きく変えていくという考え方は持つておりません。また、新しいものにつきましても大いに認めてまいりたい、かように考えておるものでございます。

○三治重信君 それから、青少年健全育成との関連で、経過規定の地域の規制は、現にあるポルノショップとか個室ヌードとか個室マッサージといふようなものも、現に営業を認められてゐるものは営業違反のない限りそれはずっと続けているんだと、こういうふうな現行法ではなつてゐるわけなんですけれども、せっかく地域規制をやつてゐる点においては、新しいものについてはそういうふうな一定の地域に押し込めることができて、現に非常に散らばつてゐる、それが届け出制でも営業違反ない限り未来永代、相續までできてやつていくといふふうになるのは、これは青少年育成団体から見ると非常になまぬい処置にとられる可能性があるわけなんです、そういうものについて営業禁止といふようなことは遺憾なんだけれども、そういう営業を一定の押し込めるその地域の中へ、そつちへかわつて行かぬかと、こんなところにおつてやるのは風俗営業の地域指定においては余り好ましくない、できるだけあたしたちは計画的に、この町ではこの地域なんだ、そこへかわつてほしいと、こういうふうな行政指導といふのが、これは青少年育成団体が非常に好む、警察を頼りにすることだらうと思ふんですが、そういうふうにして、せっかく地域で押し込め作戦をやつてゐるからには、現状維持といふこともそれは営業者の自由からいつて必要なことなんだけれども、風俗営業という点にかながみて、そういうものをそのまま認めるということとは、出発点としては非常にいいことなんだけれども、これが十年、二十年たつても相續までできると、こういうことになつていくと、それなら、いつま

でもよい。それで、むしろ普通の風俗営業が一定の地域に押し込められると、別にほかのところの方が競争者がなくなつてかえつて繁盛すると、こういう風俗関連営業の立地条件がかえつてよくなつてしまふといふことも考えられぬことではないわけなんです。これはひとつそういう青少年育成団体やそういう地域の浄化協会、そういうものを我々が幾ら反対してもあんなたちはつくるわけなんだから、浄化協会、そういうものが、やはりひとつ地域規制をやるからにはそれだけの努力があつてしかるべきだと思ふんですが、そういうことについてどうですか。

○政府委員(鈴木良一君) 風俗関連営業につきましては相續といふことは考えておりません。適用にならないわけなんです。ただ一代限りそれは続くと、いふことになるわけでございます。法人の場合には、その法人格に変更がなければ続いていくといふことがございます。ただ、これらの禁止地域ではございまして、前に申しましたように、そこで違法行為が行われるといふことになりましたれば、その違法行為が悪質であれば営業廃止命令といふことまでかけ得るわけでございます。そういう意味では減らしていくということが可能であるといふふうにご意見を申し上げます。

今、先生お話しのように、一種の何といひますか、行政指導でかわらしたらどうだと、こういうお話がございましたが、これはかわつて出ていく地域はいいわけでございますが、それじゃそれが移つていく地域がなかなか問題があるわけでございます。まして、そういう指導が果たしてどこまでできるか、これはやっぱり新しくそれを受け入れるといふ地域がなかなかないんではないかといふ感じもするわけでございます。そういう点との兼ね合いを十分検討しながら、指導といふものが一体どこまでできるか検討してみたいと、かように考えております。

○三治重信君 これは風俗営業、風俗関連営業を一定の地域に押し込めるという法案の作成、この

法案にはつきり書いてあるんだから、全然その地域をゼロにするというなら別だけれども、風俗関連営業地域というものを認めて一つのところへ、その一定の都市で一方所なり二カ所、三カ所に封じ込める作戦がこの法律には出ているわけなんだから、行くところがないという事は言わせぬでいけるだろうと思うんですが、それはひとつ検討事項としてやってください。

それから、風俗関連なり何なりの構造、設備の問題なんですけれども、基準というものが設けられているんだけれども、その変更について業者がえらい心配しているのは、電灯つけるところ一つ変えても変更届出せと。一定のパチンコの営業のカウンターがどこにあるとかいうようなものは別として、そういうちよつとした電灯のつけるところを、ここじゃちよつと暗いから明るいところを場所変えてつくとか、それからジュースの販売機を入り口にあつたのを少し奥の方へ入れたとか、そういうちよつとしたやつでも一々設備の変更届をとられる。殊に最近この風俗営業法の改正の議が上つてきてから非常に警察がやかましいんだと。今までの運用上、構造、設備についての変更は一切もう変更届を出せと見回りの調査が非常にやかましいことを言う。これが法の改正の前からそういうことをやられたんでは、実際構造、設備といつても、マジジャン屋だったら明るくしなくちゃならぬやつをそう暗くするわけでもないし、それから販売機を入り口にあつたやつを奥へ持つていったつて、そう構造、設備の変更ということでもないし、余りちよつとした変更を一々文句を言われたんでは、その応換にいとまがない。基本的な構造の変化とかというなら別で、ちよつとした改造や何かというものぐらひはそう一々細かくやらないようにしてほしいと、こういうことなんです、いかがでしょうか。

○政府委員(鈴木良一君) 電灯とか自動販売機の例が出ましたが、これも状況によると思うんでございすけれども、それが例えばこの法案が従来から決めておりますような照度の問題であると

か、あるいは見通しの問題だとかということに兼ね合いがありますと、これはやはりそういう面で届け出をしてもらわなきゃならないということがあろうかと思ひますけれども、この点はひとつ十分検討をしてみたいと思ひます。また、なお届け出のやり方につきましてもある程度、その都度ということじゃなくて、期間をまとめてやるということもあり得るだろうと思ひます。そういう点も検討してみたいと、かように考えております。

○委員長(大河原太一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、次回の委員会を七月二十六日午前十時に開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十八分散会

七月二十日本委員会に左の案件が付託された。

一、風俗営業等取締法改正案に関する請願(第八四六六号)(第八五二〇号)

第八四六六号 昭和五十九年七月十一日受理

風俗営業等取締法改正案に関する請願(二通)

請願者 東京都新宿区四谷四ノ一三清水

ビル 三浦いづみ 外六百九十二

名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第六四九七号と同じである。

第八五二〇号 昭和五十九年七月十二日受理

風俗営業等取締法改正案に関する請願

請願者 北海道帯広市西七条南三丁目

沢田孝夫 外六百四十一名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第六四九七号と同じである。